

日医発第 1258 号（保 231）
平成 19 年 3 月 29 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

70 歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化等について

一部負担金の額が一定額を超えた場合に支給される高額療養費につきましては、70 歳以上の患者については現物給付化されておりますが、70 歳未満の患者につきましては、被保険者等の申請に基づく償還払い（一旦医療機関の窓口で自己負担額を支払った上で、保険者への申請により後日高額療養費が支給される）となっております。

一方、患者の負担軽減を図る観点から、70 歳未満の患者についても、医療機関窓口での支払を自己負担限度額にとどめることについては、国会等でも取り上げられたところであります。

かかる状況から、平成 18 年 12 月 20 日付け政令第 390 号により健康保険法施行令等が、平成 19 年 2 月 28 日付け厚生労働省令第 16 号により健康保険法施行規則等が一部改正され、平成 19 年 4 月 1 日から、70 歳未満の患者についても、70 歳以上の患者と同様に、入院療養を受けた患者及び在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料算定患者について高額療養費が現物給付化することになりました。

今回の健康保険法施行令等及び同施行規則等の一部改正による高額療養費現物給付化等の概要は別紙のとおりであります。

また、厚生労働省及び日本医師会等の連名で医療機関掲示用のポスターを作成いたしました（添付資料 6.）。当該ポスターは、社会保険事務局を通じて病院及び有床診療所に 1 枚ずつ配布されることになっております。また、当該ポスターのデータは、厚生労働省ホームページに掲載されており、ダウンロード可能です。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/index.html>

なお、診療報酬明細書の記載方法につきましては、現在厚生労働省において整理中であり、追って通知されることとなっておりますので、示され次第改めてご連絡申し上げます。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成18年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載いたします（ポスターのデータ（厚生労働省ホームページ掲載分と同じもの）につきましても掲載いたします）。

（添付資料）

1. 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について
（平18.12.20 保発第1220005号 厚生労働省保険局長通知）
※通知中に「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」（平18.12.20 政令第390号 官報号外第285号抜粋）を含む。
2. 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令
（平19.2.28 官報号外第40号抜粋）
3. 健康保険法施行令第43条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件 等
（平19.2.28 官報第4532号抜粋）
4. 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について
（平19.2.28 保発第0228003号 厚生労働省保険局長通知）
5. 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の支払いの特例（いわゆる現物給付化）における事務の取扱について
（平19.3.7 保保発第0307001号 厚生労働省保険局保険課長通知）
6. ポスター（5枚）（平成19年3月 厚生労働省・日本医師会等）

（参考資料）

1. 健康保険法施行規則第98条第11号及び船員保険法施行規則第47条第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件（平成18年3月30日 厚生労働省告示第180号） 等
（平18.3.30 官報第4307号抜粋）

(別 紙)

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」及び「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」等（平成19年4月1日施行）の概要

第1 改正等の趣旨及び主な内容

70歳未満の被保険者に係る高額療養費の支給において、あらかじめ保険者の認定を受けた被保険者については現行の70歳以上の被保険者と同様に現物給付化（高額療養費を保険者から保険医療機関等に支払う）された。（改正政令第1条関係 等）

(1) 現物給付化の対象となる療養

入院療養又は入院療養以外の療養であって一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの^(注)（以下「入院療養等」という。）を受けた場合（改正後健康保険法施行令第43条第1項第1号 等）

(注)「入院療養以外の療養であって一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの」は以下のとおり（現行の70歳以上の場合と同様）

○健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年9月5日厚生労働省告示第292号）

（平成19年2月28日厚生労働省告示第28号により題名改正）

- 1 診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1第2章第2部第1節区分C002に掲げる在宅時医学総合管理料が算定されるべき療養
- 2 診療報酬の算定方法別表第1第2章第2部第1節区分C003に掲げる在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養
- 3 前2号に掲げる療養を受ける被保険者又はその被扶養者が、当該療養を受ける月と同一の月において、当該療養を行う保険医療機関等から受ける外来療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項第1号から第4号までに掲げる療養（同項第5号に掲げる療養に伴うものを除く。）をいう。）

[以下について同様]

○船員保険法施行令第11条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大

臣の定める療養（平成14年9月5日厚生労働省告示第296号）

（平成19年2月28日厚生労働省告示第31号により題名改正）

○国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年9月5日厚生労働省告示第295号）

（平成19年2月28日厚生労働省告示第32号により題名改正）

（2）70歳未満の患者に係る1か月当たりの自己負担限度額（改正後健康保険法施行令第43条第1項等） ※高額療養費算定基準額は従来どおり

	1か月当たりの自己負担限度額
上位所得者	150,000円 +（医療費 - 500,000円）×1% <83,400円>
一般	80,100円 +（医療費 - 267,000円）×1% <44,400円>
低所得者 （住民税非課税）	35,400円 <24,600円>

（注）< >内の金額は、多数回該当（過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目以降の支給に該当）の場合。

第2 改正等の具体的内容

1 健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第1条関係）等

（1）70歳未満の者の入院療養等に係る高額療養費の現物給付化関係（第103条の2及び第105条関係）

1）70歳未満の上位所得者及び一般所得者について（第103条の2）

- ① 認定を受けようとする被保険者は、保険者に対し高額療養費算定基準額に係る所得区分の認定申請を行う。
- ② 保険者は申請に基づき認定を行い、「限度額適用認定証」（様式第13号の2）を交付する（有効期限の記載あり）。

○様式第13号の2の限度額適用認定証の「適用区分」欄の記載について
健康保険法施行令第42条第1項第2号に掲げる者（上位所得者）：「A」
健康保険法施行令第42条第1項第1号に掲げる者（一般所得者）：「B」

場合には、高額療養費の現物給付の対象とならず、被保険者等は一旦、当該保険医療機関等に一部負担金等を支払い、保険者に高額療養費の支給申請を行う。

3) その他高額療養費の現物給付における留意事項

①高額療養費の現物給付における多数回該当の取扱い

多数回該当の場合、保険医療機関等においては、入院療養等を受けている被保険者等の入院期間が3か月を超えている場合など、当該保険医療機関等において当該被保険者等が多数回該当に該当していることが確認できた場合に限り対応する。

被保険者等の転院などに伴い、当該保険医療機関等において当該被保険者等が多数回該当に該当していることが確認できない場合等は、別途被保険者からの高額療養費の支給申請に基づき、保険者が対応する。

②高額療養費の現物給付における世帯合算の取扱い

同一月内に、複数の保険医療機関等から高額療養費の現物給付を受けた場合や複数の者について高額療養費の現物給付を受けた場合など、世帯合算に係る調整は、別途被保険者からの高額療養費の申請に基づき、保険者が対応する。

2 船員保険法施行規則の一部改正（改正省令第2条関係）

(1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係（第47条ノ2ノ6及び第47条ノ2ノ8関係）

上記1（1）に準じた改正。

3 国民健康保険法施行規則の一部改正（改正省令第4条関係）

(1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係（第27条の14の2関係）

- 1) 認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、保険者に対し高額療養費算定基準額に係る所得区分の認定申請を行う。
- 2) 保険者は申請に基づき認定する。市町村国民健康保険においては、世帯主が保険料を滞納していない旨を確認できたときに認定を行う。ただし、保険料の滞納につき特別な事情がある場合又はその他保険者が適当と認める場合は、認定を行う。
- 3) 保険者は申請に基づき認定を行った場合、「限度額適用認定証」（様式第1号の8）を交付する（有効期限の記載あり）。

ただし、当該被保険者が減額認定証（様式第1号の6）の交付を受けてお

り、保険者が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、当該減額認定証が限度額適用認定証を兼ねる。

(※国保においては健保・船員とは異なり、今後も「減額認定証」(様式第1号の6)が存続する。なお、すでに交付を受けている「減額認定証」(様式第1号の6)を「限度額適用認定証」(様式第1号の8)とみなす措置はない。)

○様式第1号の8の限度額適用認定証の「適用区分」欄の記載について

- 国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号に掲げる者(上位所得者):「A」
- 国民健康保険法施行令第29条の3第1項第1号に掲げる者(一般所得者):「B」
- 国民健康保険法施行令第29条の3第1項第3号に掲げる者
(70歳未満の低所得者(住民税非課税)):「C」

4) 認定を受けた者は、保険医療機関から療養(令第29条の4第1項第1号に掲げる入院療養等に限る。前掲第1の(1)参照)を受けようとするときは、被保険者証に添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関に提出する。

保険医療機関に限度額適用認定証が提出されなかった場合には、高額療養費の現物給付の対象とならず、被保険者等は一旦、当該保険医療機関に一部負担金等を支払い、保険者に高額療養費の支給申請を行う。

5) 高額療養費の現物給付における多数回該当及び世帯合算の取扱いは、上記1(1)3)と同様。

(2) 地方公共団体が単独で実施する医療費助成事業(以下「地方単独事業」という。)に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準等に関する規定の整備関係(第27条の12第11号、第27条の15第1項第8号及び第2項第5号関係)

1) 現在、以下の規定において、地方単独事業に関する医療の給付にあつては、公費負担医療と同様に扱うこととされている。(今改正前の国民健康保険法施行規則においては、改正前の27条の12第11号等により健康保険法施行規則の規定を準用している。)

・ 「健康保険法施行規則第98条第11号及び船員保険法施行規則第47条第10号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」

(一部改正：平成18年3月30日 厚生労働省告示第180号)

・ 「健康保険法施行規則第106条第8号及び第107条第10号並びに船員保険法施行規則第47条ノ2ノ8第7号及び第47条ノ2ノ9第9号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」

(一部改正：平成18年3月30日 厚生労働省告示第181号)

- ・ 「健康保険法施行規則第108条第7号及び船員保険法施行規則第47条ノ3第7号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付」
(一部改正：平成18年3月30日 厚生労働省告示第182号)

公費負担医療に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準額の取扱いは、国民健康保険法施行令第29条の3第5項各号に定める額とされているため、一律一般並みの所得区分で算定されることとなるが、国民健康保険においては、公費負担医療における取扱いとは異なり所得区分に応じた取扱いとしていた平成18年3月以前と同様の取扱いとする。なお、平成18年度についても、平成18年3月以前と同様の取扱いとして差し支えない。(国民健康保険以外は変更なし。)

※ 低所得者の場合における公費事業者（都道府県等）の負担軽減

[国民健康保険における70歳未満被保険者（低所得者）と公費負担医療（自己負担25,000円の場合）に係る高額療養費の例]

	～平成18年3月	平成18年4月～	平成19年4月～
公費負担医療	自己負担 (25,000円)	自己負担 (25,000円)	自己負担 (25,000円)
高額療養費	35,400円	80,100円+1%	35,400円
保険者負担分	7割	7割	7割

2) 1) の改正に伴い、以下のとおり関係告示の改正等を行う。

- ① 国民健康保険法施行規則第5条の5第12号及び第27条の12第11号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(平成18年5月29日厚生労働省告示第374号)

(平成19年2月28日厚生労働省告示第33号により題名改正)

② 国民健康保険法施行規則第27条の15第1項第8号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成19年2月28日厚生労働省告示第34号）の制定

③ 国民健康保険法施行規則第27条の15第2項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成19年2月28日厚生労働省告示第35号）の制定

※健康保険法施行規則の規定を準用せずに、国民健康保険法施行規則において規定することとした。

4 老人保健法施行規則の一部改正（改正省令第5条関係）
上記3（2）に準じた改正。

第3 施行日

平成19年4月1日

保発第1220005号
平成18年12月20日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第390号。以下「令」という。）が本日公布され、平成19年4月1日から施行されることとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨及び主な内容

医療制度改革大綱（平成17年12月1日政府・与党医療改革協議会）において、「入院に係る医療費については、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることを検討する。」とされたこと等を踏まえ、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）等において所要の改正を行うとともに、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）等において所要の整備等を行うものである。

第2 改正の具体的内容

1. 健康保険法施行令の一部改正（令第1条関係）

70歳未満の被保険者が保険医療機関等から入院療養等を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ保険者の認定を受けた被保険者の所得区分に応じ、現行の70歳以上の被保険者と同様に保険者から当該保険医療機関等に支払うものとする。なお、具体的な事務取扱いについては、追って通知すること。

- 2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正（令第3条及び第6条関係）
高額療養費に関する事項について、上記1の改正に準じた改正を行うこと。
- 3 社会保険診療報酬支払基金法施行令（平成11年政令第395号）の一部改正（令第8条関係）
各保険者が社会保険診療報酬支払基金に委託する診療報酬の金額を段階的に縮減し、その保険者が過去3箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね10分の3箇月とすること。
- 4 その他関係政令の一部改正
国家公務員共済組合法施行令等につき、高額療養費に関する事項について上記1の改正に準じた改正を行うとともに、標準報酬月額等級及び標準賞与額上限並びに傷病手当金及び出産手当金の支給対象について、改正法第2条により改正された健康保険法（大正11年法律第70号）の規定に準じた改正を行うこと。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔法 律〕

○政治資金規正法等の一部を改正する法律(一一三)

○建築士法等の一部を改正する法律(一一四)

○貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(一一五)

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(一一六)

○観光立国推進基本法(一一七)

〔政 令〕

○地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令(三二八六)

○外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令(三三七七)

○湖沼水質保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(三三八八)

○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令(三三八九)

○健康保険法施行令等の一部を改正する政令(三三九〇)

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三三九一)

〔省 令〕

○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令(法務八六)

○環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境三八)

〔告 示〕

○中小企業信用保険法第二条第三項第五号の規定に基づき業種を指定する件(経済産業三四九)

○中小企業信用保険法第二条第三項第七号の規定に基づき金融取引の調整を指定する件(同三五〇)

○石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項及び第二項の一般拠出金率を定める件(環境一五〇)

○石綿による健康被害の救済に関する法律施行令第十二条の規定による石綿の使用の状況又は石綿による健康被害の発生の状況を把握するための調査を定める件(同一五一)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所
再生関係

本号で公布された
法令のあらまし

政治資金規正法等の一部を改正する法律(法律第一一三号)(総務省)

1 主たる構成員が外国人又は外国人である日本法人のうち上場会社であるものからの寄附の受領に係る現行の規制の撤廃

(一) 主たる構成員が外国人又は外国人である日本法人のうち上場会社であつてその発行する株式が証券取引所において五年以上継続して上場されている者(新設合併又は株式移転により設立された者であつて、合併により消滅した会社又は株式移転をした会社のうち上場期間が最も短いものの上場期間を通じ五年以上継続して上場されているものを含む)からの寄附の受領については、主たる構成員が外国人又は外国人である団体等からの寄附の受領を禁止している現行の規制を撤廃することとした。(政治資金規正法第二条の五第一項関係)

(二) (一)の者は、政治活動に関する寄附をするときは、(一)の者である旨を、文書で、寄附を受ける者に通知しなければならないこととした。(政治資金規正法第二条の五第二項関係)

(三) (二)の通知を受けた者の会計責任者は、当該通知に係る文書を、収支報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならないこととした。(政治資金規正法第一六条第二項関係)

(四) 政治団体の会計責任者は、寄附を受けた場合であつて、当該寄附をした者が(一)の者であるときは、会計帳簿及び収支報告書にその旨を記載しなければならないこととした。(政治資金規正法第九条第一項第一号及び第一二条第一項第一号関係)

2 上場会社に係る「その主たる構成員が外国人又は外国人である」か否かの判定の基準日又は外国法人である「主たる構成員が外国人又は外国人である」か否かの判定は、直近の定時株主総会に係る株主名簿の基準日における発行済株式の保有比率により行うこととした。(政治資金規正法第二条の五第一項関係)

3 収支報告書の要旨の公表の期限の法定等は、総務大臣及び都道府県の選挙管理委員会、第一項の規定によりその提出期限が延長される場合(提出すべき期間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期間がかかる場合)その他特別の事情がある場合を除き、収支報告書が提出された年の九月三〇日までその要旨を公表することとした。(政治資金規正法第二〇条第一項関係)

(一) 総務大臣に提出された収支報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面(三及び五において「収支報告書等」という。)で収支報告書の要旨が公表される前ものについて行政機関情報公開法の規定による開示の請求があつた場合においては、当該収支報告書の要旨が公表される日前は開示決定を行わないこととした。また、この場合においては、要旨が公表された日から同日後三〇日を経過する日まで開示決定を行うこととした。(政治資金規正法第二〇条の三第一項及び第二項関係)

(二) 都道府県は、(一)の前段の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うこととした。(政治資金規正法第二〇条の三第三項関係)

(三) 政治助成法の使途等報告書等についても、(一)から(三)までと同様の措置を講ずることとした。(政治助成法第三二条及び第三三条の二関係)

4 金融機関への振込みによる支出に係る収支報告書等の添付書面の簡素化

(一) 政治資金規正法の収支報告書に併せて提出すべき書面のうち、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面及び金融機関が作成した振込みの明細書の写しをもつて、領収書等の写しに代わる書面に代えることができることとした。(政治資金規正法第一二条第二項関係)

(二) 公職選挙法の選挙運動収支報告書に添付すべき書面及び政党助成法の使途等報告書に併せて提出すべき書面についても、(一)と同様の措置を講ずることとした。(公職選挙法第一八九条第一項並びに政党助成法第一七条第二項第一号及び第一八条第二項第一号関係)

(一) 一般抛合金率の算定方法
第十條 法第三十七條第一項及び第二項の一般抛合金率は、次に掲げる事項を基礎として定めるものとする。

一 救済給付(法第三條の救済給付をいう。)の支給に要する費用の予想額、法第三十二條第一項の規定による交付金及び同條第二項の規定による抛合金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生状況その他の事情を考慮して算定した一般抛合金及び特別抛合金の額として必要であると見込まれる金額の総額(以下「事業主の負担総額」という。)から法第四十七條第一項の規定により徴収される特別抛合金の総額の見込額を控除した額

二 平成十七年度における全国の労災保険適用事業主(法第三十五條第一項の労災保険適用事業主をいう。)がその事業に使用するすべての労働者に支払われた賃金の総額として推計した額と(全国の船舶所有者(同條第二項の船舶所有者をいう。)が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額として推計した額との合計額

(徴収法を準用する場合の読替え)
第十一條 法第三十八條第一項の規定により第一項一般抛合金について労働保険の保険料の徴収等に關する法律の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九條第一項	保険関係が消滅したものについては、 第十五條第一項第一号	保険関係が消滅したものについては、 その保険年度の初日及び 第十五條第一項第一号及び第二号
第十九條第二項	第十五條第一項第一号	第十五條第一項第一号及び第二号

(特別事業主の要件)

第十二條 法第四十七條第一項の政令で定める要件は、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七號)第二條第十一項に規定する特定粉じん発生施設が設置された工場又は事業場その他石綿の使用の状況又は石綿による健康被害の発生状況を把握するための調査で環境大臣が指定するものにより石綿が使用されていたと認められる工場又は事業場であつて、次のいずれにも該当するもの(以下「特別事業場」という。)を有し、又は有していたこととする。

一 石綿の使用量(昭和二十六年から平成十七年までの各年における当該工場又は事業場において使用された石綿の量の合計量をいう。以下同じ。)が、一万トン以上であること。

二 平成七年から平成十六年までの各年における当該工場又は事業場の所在地の属する市(特別区を含む。以下同じ。)町村において中皮腫により死亡した者の数の合計数を十で除して得た数を当該市町村の人口(平成十七年三月三十一日において住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一號)に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。)で除して得た数に十万を乗じて得た数が、〇・五五三人以上であること。

三 昭和十四年度から平成十六年度までの各年度における当該工場又は事業場において石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病にかかり、これにより労働者災害補償保険法又は船員保険法の規定による保険給付を受けた者の合計の人数(以下「保険給付の受給者数」という。)が、十人以上であること。

(特別抛合金の額の算定方法)
第十三條 法第四十八條第一項の特別抛合金の額の算定方法は、法第四十七條第一項の特別事業主が有し、又は有していた特別事業場ごとに次に定めるところにより算定した額の合計額を合算するものとする。

一 事業主の負担総額に昭和二十六年から平成十七年までの各年における我が国の石綿の輸入量を合計した量(トンで表した量をいい、以下「石綿の輸入量」という。)の數値を石綿の輸入量の數値と全国の保険給付の受給者數に百七十を乗じて得た數値とを合計した數値で除して得た數値を乗じて得た額に、当該特別事業場における石綿の使用量(トンで表した量をいう。)の數値を石綿の輸入量の數値で除して得た數値を乗じて得た額

二 事業主の負担総額に全国の保険給付の受給者數に百七十を乗じて得た數値を石綿の輸入量の數値と全国の保険給付の受給者數に百七十を乗じて得た數値とを合計した數値で除して得た數値を乗じて得た額に、当該特別事業場における保険給付の受給者數を全国の保険給付の受給者數で除して得た數値を乗じて得た額

附則

(施行期日)

第一條 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(予算決算及び会計令の一部改正)

第二條 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五號)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第三号及び第四号を次のように改める。

三 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十八條第一項の規定において準用する徴収法第十九條第一項又は第二項の規定により申告して納付する石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七條第一項の第一項一般抛合金

財務大臣 尾身 幸次

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

環境大臣 若林 正俊

内閣総理大臣 安倍 晋三

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百十五條第二項(同法第百四十九條において準用する場合を含む。)、防衛庁の職員に給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二

十二條第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十一條ノ六第二項、私立学校教職員共

済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)附則第二十五項及び附則第二十六項の規定により読み替え

られた同法第二十三條第一項、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第六十條の

第二項及び第百二十六條の五第六項(これらの規定を私立学校教職員共済法第二十五條において準

用する場合を含む。)並びに附則第六條の二第一項及び同條第二項の規定により読み替えられた國家公

務員共済組合法第四十二條の二第一項 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五十七條の二第二項 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第九十二号)第六十二條の二第二項 第六十八條第一項 第六十九條第一項 第四百四十七條の二第六項及び附則第三十三條の規定により読み替えられた同法第四十四條第四項並びに社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)第十五條第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

(健康保険法施行令の一部改正)

第一条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。
第四十二條第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号イ」を「並びに次条第一項第一号イから八まで及び第二号ロ」に改める。
第四十三條第一項中「第四十一條第二項又は第三項」を「第四十一條第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「の療養」の下に「七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「入院療養」を「入院療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。)」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の保険医療機関等による総合かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの(次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。) 次のイから八までに掲げる者の区分に応じ、それぞれイから八までに定める額

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 八万円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額(その額が五十万円に満たないときは、五十万円)から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

第四十三條第二項及び第三項中「第四十一條第二項又は第三項」を「第四十一條第一項から第三項まで」に改める。
第四十四條中「及び第二号ロ」を「第二号ロ及び第三号ロ」に改める。
附則第二條第一項中「第四十一條第二項又は第三項」を「第一項各号」とあるのは「第一項第二号又は第三号」と、第四十一條第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イから八まで及び第二号ロ」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)
第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条の六の二第一項第一号ただし書中「この条」の下に「及び次条第一項」を加える。
第十七條の六の三第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

自衛官等が同一の月に一の第十七條の四第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関から入院療養(第十七條の三第一項第五号に掲げる療養(当該療養と併せて行う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む)をいう。以下この項において同じ。)又は入院療養以外の療養であつて一の医療機関による総合かつ計画的な医学的管理の下における療養として長官が定めるものに該当するもの(当該自衛官等が第十七條の六第三項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項及び次項において「入院療養等」という。)を受けた場合において、長官が保険外併用療養費負担額(保険外併用療養費の支給につき第十七條の四の四第三項において準用する第十七條の四の三第三項又は第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養(食事療養を除く)につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した金額をいう。次項において同じ。)のうち、その金額から次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額(以下この項において「控除後の額」という。)の限度において、当該控除後の額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において、自衛官等に対し第十七條の六第一項の規定による高額療養費を支給したものとみなす。

一 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき長官が定めるところにより長官又はその委任を受けた者の認定を受けている者 八万円と、当該入院療養等につき長官が定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

二 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき長官が定めるところにより長官又はその委任を受けた者の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき長官が定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額(その額が五十万円に満たないときは、五十万円)から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

三 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき長官が定めるところにより長官又はその委任を受けた者の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

2 自衛官等が同一の月に一の第十七條の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関から入院療養等を受けた場合において、同条第二項に規定する一部負担金(第十七條の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)又は保険外併用療養費負担額の支払が行われなかつたときは、長官が指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、第十七條の六第一項の規定による高額療養費について、当該一部負担金又は保険外併用療養費負担額から前項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該自衛官等に代わり、当該医療機関に支払うものとする。

(船員保険法施行令の一部改正)
第三条 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。
第十條第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イから八まで及び第二号ロ」に改める。

第十一條第一項中「第九條第二項又は第三項」を「第九條第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「の療養」の下に「七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「入院療養 次のを」を「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。） 次のを」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の保険医療機関等による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。） 次のをイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官の認定を受けている者 八万百円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

第十一條第二項及び第三項中「第九條第二項又は第三項」を「第九條第一項から第三項まで」に改める。

附則第三條第一項中「第九條第二項又は第三項」を「第一項各号」とあるのは、「第一項第二号又は第三号」と、「第九條第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第四條 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六條の表第十一條の三の六第一項第二号の項中「第十一條の三の六第一項第二号」を「第十一條の三の六第一項第一号及び第三号」に改める。

第二十條第一項の表第六十六條第一項の項から第六十七條第三項の項まで及び同条第三項を削る。

附則第五項中

第三十九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上
第三十九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上、一〇〇五
第四十級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上、一〇五
第四十一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上、一一一

〇〇〇円未満

五、〇〇〇円未満

五、〇〇〇円未満

五、〇〇〇円未満

〇〇〇円未満

に改める。

附則第六項中「二百万円」を「五百四十万円」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五條 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一條の三の五第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

第十一條の三の六第一項中「除き、七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。」を「除く」に、「第十一條の三の四第二項又は第三項」を「第十一條の三の四第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「食事療養及び生活療養を除く」を「七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「入院療養 次のを」を「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。） 次のを」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の法第五十五條第一項第一号に掲げる医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として財務大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。） 次のをイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八万百円と、当該入院療養等につき財務省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき財務省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

第十一條の三の六第二項及び第三項中「第十一條の三の四第二項又は第三項」を「第十一條の三の四第一項から第三項まで」に改める。

第五十八條第一項中「第六十四條、第六十六條第一項から第三項まで若しくは第六項又は第六十七條」を「又は第六十四條」に改め、法第六十六條第一項中「公務によらないで病気になるか、又は負傷し」とあるのは「公務によらない病気になるか、又は負傷（任意継続組合員となつた後における病気になるか）及び負傷を含む。」とし、「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第二項中「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」と、「退職しなかつた」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失しなかつた」と、同条第六項中「第三項の傷病手当金」とあるのは「傷病手当金」と、法第六十七條第一項中「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第二項中「退職後六月以内」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後出産する」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」とを削り、同条第二項を削る。

第五十九條中「第六十四條又は第六十六條第一項」を「又は第六十四條」に改める。

附則第六條第一項中 第三九級 九八〇、〇〇〇円 九五五、〇〇〇円

第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上
第四〇級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四一級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上
第四二級	一、一五〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円未満
第四三級	一、二一〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上
		一、一五、〇〇〇円未満
		一、一五、〇〇〇円以上
		一、一七五、〇〇〇円未満
		一、一七五、〇〇〇円以上

め、同条第二項中「二百万円」を「五百四十万円」に改める。

第六條 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九條の三第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

第二十九條の四第一項中「又は特定承認保険医療機関（以下この項及び附則第二條第七項において「保険医療機関等」という。）を「健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下この条及び附則第二條第七項において同じ。」に、「第二十九條の二第二項又は第三項」を「第二十九條の二第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「の療養」の下に「七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「入院療養 イから」を「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。）イから」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の保険医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。）イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 前条第一項第一号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 八万百円と、当該入院療養等につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

第二十九條の四第二項中「第二十九條の二第二項又は第三項」を「第二十九條の二第一項から第三項まで」に改める。

附則第二條第三項中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改め、同条第七項中「保険医療機関等」を「保険医療機関」に、「第二十九條の二第二項又は第三項」を「第二十九條の二第一項から第三項まで」に改め、同項第一号中「第二十九條の四第一項第一号」を「第二十九條の四第一項第二号」に改め、同項第二号中「第二十九條の四第一項第二号」を「第二十九條の四第一項第三号」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）
第七條 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三條の三の四第一項第一号ただし書中「及び次条第一項第一号ロ」を「並びに次条第一項第一号イからハまで及び第二号ロ」に改める。

第二十三條の三の五第一項中「除き、七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。」を「除く」に、「第二十三條の三の三第二項又は第三項」を「第二十三條の三の三第一項から第三項まで」に改め、同項第二号中「食事療養及び生活療養を除く」を「七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「入院療養 次」を「入院療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の入院療養に限る。）次」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 入院療養又は入院療養以外の療養であつて一の法第五十七條第一項第一号に掲げる医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として総務大臣が定めるもの（次号及び第三号に掲げる療養を除く。以下この号において「入院療養等」という。）次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 八万百円と、当該入院療養等につき総務省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

口 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき総務省令で定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一元未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一元に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

第二十三條の三の五第二項及び第三項中、「第二十三條の三の三第二項又は第三項」を「第二十三條の三の三第一項から第三項まで」に改める。

第二十三條の五の次に次の一条を加える。

(傷病手当金の算定における政令で定める数値)

第二十三條の五の二 法第六十八條第一項に規定する政令で定める数値は、第二十三條第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）とする。

第二十三條の六の次に次の一条を加える。

(出産手当金の算定における政令で定める数値)

第二十三條の六の二 法第六十九條第一項に規定する政令で定める数値は、第二十三條第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）とする。

第五十條第一項中、「第六十六條、第六十八條第一項から第三項まで若しくは第六項又は第六十九條を」と又は第六十六條に改め、「と、法第六十八條第一項中「公務によらないで病気になるか、又は負傷し」とあるのは「公務によらない病気になるか又は負傷（任意継続組合員となつた後における病気になるか）及び負傷を含む。」と、「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第二項中「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」と、「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」と、同条第六項中「第三項の傷病手当金」とあるのは「傷病手当金」と、法第六十九條第一項中「勤務」とあるのは「勤務」と、同条第二項中「退職後六月以内」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内」と、「退職後六月以内」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」と、同条第三項中「退職した」とあるのは「任意継続組合員の資格を喪失した」とを削り、同条第二項を削る。

第五十條の二中、「第六十六條又は第六十八條第一項」を「又は第六十六條」に改める。

附則第三十七條の二を次のように改める。

(短期給付等に係る掛金の標準となる給料及び期末手当等の最高限度額の特例)

第三十七條の二 法附則第三十三條の規定により読み替えられた法第十四條第四項に規定する健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額を第四十四條第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額は、一般職の職員である組合員にあつては当該最高等級に係る標準報酬月額を第二十三條第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、特別職の職員等である組合員にあつては当該最高等級に係る標準報酬月額に相当する額とする。

2 法附則第三十三條の規定により読み替えられた法第十四條第四項に規定する期末手当等の額に係る政令で定める額は、五百四十万円とする。

(社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正)

第八条 社会保険診療報酬支払基金法施行令（平成十一年政令第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十分の四箇月」を「十分の三箇月」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第六条中国民健康保険法施行令第二十九條の四第一項の改正規定（又は特定承認保険医療機関（以下この項及び附則第二條第七項において「保険医療機関等」という。）を「健康保険法第六十三條第三項第一号に規定する保険医療機関」とし、以下この条及び附則第二條第七項において同じ。）に改める部分に限る。）及び同令附則第二條第七項の改正規定（「保険医療機関等」を「保険医療機関」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前行われた療養に係る防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前行加入者（私立学校教職員共済法第十四條第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。）の資格を取得して、施行日まで引き続き加入者の資格を有する者（同法第二十五條において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第六十六條の五第二項に規定する任意継続加入者及び私立学校教職員共済法第二十二條第七項又は第九項の規定により平成十九年四月から標準給与（同条第一項に規定する標準給与をいう。以下この条において同じ。）が改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準給与の月額が九十八万円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額が百万五千円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第四條の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令附則第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成十九年四月から同年八月までの各月の標準給与とする。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日前行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第七条 施行日前行国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（国家公務員共済組合法第六十六條の五第二項に規定する任意継続組合員及び同法附則第十三條の三第四項に規定する特別継続組合員並びに同法第四十二條第七項又は第九項の規定により平成十九年四月から標準報酬（同条第一項に規定する標準報酬をいう。以下この条において同じ。）の月額が改定されるべき者を除く。）のうち、同年三月の標準報酬の月額が九十八万円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額が百万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額を第五條の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第六條の規定により読み替えられた同法第四十二條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、国家公務員共済組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成十九年四月から同年八月までの各月の標準報酬とする。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第九條 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬支払基金法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第十條 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間における同条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法施行令第一條の規定の適用については、同条中「十分の三箇月」とあるのは、施行日から平成二十年三月三十一日までの間は「百分の三十六箇月」と、同年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間は「百分の三十三箇月」とする。

(老人保健法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第十一條 老人保健法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第三項第一号中「第四十三條第一項第二号」を「第四十三條第一項第二号」に改め、同項第二号中「第四十三條第一項第二号」を「第四十三條第一項第三号」に改める。

附則第七條第三項第一号中「第十一條第一項第一号」を「第十一條第一項第二号」に改め、同項第二号中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第三号」に改める。

附則第九條第三項中「当該各号イ」を「第二号イ又は第三号イ」に改める。

附則第十一條第三項第一号中「第二十九條の四第一項第一号」を「第二十九條の四第一項第二号」に改め、同項第二号中「第二十九條の四第一項第二号」を「第二十九條の四第一項第三号」に改める。

附則第十三條第三項中「当該各号イ」を「第二号イ又は第三号イ」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 菅 義偉
財務大臣 尾身 幸次
文部科学大臣 伊吹 文明
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年十二月二十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九十一号
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)附則第一條第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一條第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十九年二月一日とする。

法務大臣 長勢 基遠
国土交通大臣 冬柴 鐵三
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○法務省令第八十六号
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)の一部の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十日
法務大臣 長勢 基遠
出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

第五十一條第一号中「入港する」を「到着する」に、「入港前」を「到着する九十分前まで」に、「入港を」を「到着を」に、「入港時刻」を「到着時刻」に改める。

第五十二條第一項及び第二項を次のように改める。
法第五十七條第一項の規定による報告は、船舶にあつては到着する二時間前までに、航空機にあつては到着する九十分前までに、行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時までに行えば足りる。

一 船舶であつて、北緯四十五度三十分、東経百四十度、北緯四十七度及び東経百四十四度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して北海道(北緯四十五度から北である地域に限る)にある出入国港に到着する場合、到着前二 船舶であつて、北緯三十四度、東経百二十七度三十分、北緯三十六度及び東経百三十度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して長崎県対馬市又は老岐市にある出入国港に到着する場合、到着前

三 船舶であつて、北緯二十三度、東経百二十一度、北緯二十六度及び東経百二十三度の線により囲まれた本邦外の地域を出発して沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町又は八重山郡与那国町にある出入国港に到着する場合、到着前
四 航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間以上二時間未満である場合、到着する三十分前

五 航空機であつて、本邦外の地域を出発して出入国港に到着するまでの航行時間が一時間未満である場合、到着前
六 出入国港を出発して、本邦外の地域を経由することなく出入国港に到着する場合、到着前

前
二 前項に規定する報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、書面によるものとする。
第五十二條第三項中「第五十七條第三項の規定により船舶等の長が報告しなければならない」を「第五十七條第四項に規定する法務省令で定める」に改め、同項第一号中「乗員手帳」の下に「又は旅券」を加え、同項第二号中「登録番号」を登録記号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第五十七條第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
一 船舶にあつては次に掲げる事項
イ 船舶の名称、所属する国名、到着日及び到着する出入国港名
ロ 乗員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳又は旅券の番号及び職名(出入国港から出発した船舶が、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内の出入国港に到着する場合には、これらの事項に変更がないときは、その旨)
ハ 乗客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地
ニ 航空機にあつては次に掲げる事項
イ 航空機の登録記号又は便名、所属する国名、到着日及び到着する出入国港名
ロ 乗員の氏名、国籍、生年月日、性別及び乗員手帳又は旅券の番号
ハ 乗客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地
四 本邦から出発する船舶等に対する前項の規定の適用については、同項第一号イ及び第二号イ中「到着日」とあるのは「出発日」とし、到着する」とあるのは「出発する」とし、同項第一号ロ中「職名(出入国港から出発した船舶が、予定された計画に従つて、出発した日の翌日から起算して十四日以内の出入国港に到着する場合には、これらの事項に変更がないときは、その旨」とあるのは「職名」とする。

第六十一條の三第一項第一号を次のように改める。
一 法第五十七條第一項、第二項又は第四項の規定による報告
第六十一條の三第一項第二号を削り、同項第三号中「第五十七條第四項」を「第五十七條第五項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

附則
(施行期日)
この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年二月一日)から施行する。

この省令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成十九年二月一日)から施行する。

官報

(号外)

独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三)
- 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(同一三)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(同一四)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(同一五)
- 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(同一六)

(告示)

- 船位通報に関する通信を取り扱う海岸局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件(総務一一八)
- 海上安全情報の送信を行う海岸局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件(同一一九)
- 安全通報の再送信のための安全呼出しを行う時刻及び電波を定める件の一部を改正する件(同一二〇)
- 海上無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件の一部を改正する件(同一二一)

○無線局運用規則第四百十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の一部を改正する件
(同一二二)

○学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示
(文部科学二六)

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件(同一二七)

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件(同一二八)

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件(同一二九)

○高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件(同一三〇)

○平成十九年度技能検定実施計画を定める件(厚生労働三六)

○気象庁気象無線模写通報規則の一部を改正する件(気象庁二)

[官庁報告]

官庁事項

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(文部科学省)

(公告)

諸事項

官庁

特恵関税、JIS表示認定工場、基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

住宅金融公庫入札、西日本高速道路株式会社高速道路の料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿への紛争解決手続代理業務の付記・名簿登録・登録の抹消、特定計量器型式承認関係

地方公共団体

解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

官庁事項

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(文部科学省)

三元

二元

四

三

七

二

四

四

元

七

六

三

三

五

四

三

三

五

(表面)

様式第三号(第二十四条関係)

届書コード	処理区分
2 0 0	

健康保険 被保険者資格取得届
厚生年金保険

①健康保険被保険者証の記号 ②事業所番号

※

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。
※「印刷」印欄は記入しないでください。

③※健康保険被保険者証の番号	④被保険者の氏名	⑤生年月日	⑥種別(性別)	⑦取得区分	⑧基礎年金番号	⑨※作成原因	⑩資格取得年月日	⑪月額	⑫※標準報酬月額	⑬※扶養家族の有無	⑭※国民年金の基礎額	⑮※強制付帯指定	⑯※手帳の有無
(フリガナ) (氏) (名)	明1 年 月 日 1 5 大3 昭5 2 6 平7 再2 船4	新1 共3 再2 船4	平成 年 月 日	① ② ③	円 円 円	千円 千円	無 有	備考	備考	備考	備考	備考	備考
⑩郵便番号	⑪フリガナ 被保険者住所	都 道 府 県											
※住所コード													

平成 年 月 日 提出

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電 話 (局) 番

社会保険労務士の提出代行者印

様式第四号(裏面)及び様式第五号(裏面)中「2枚目の」を参照。

様式第八号（表裏）を次のように改める。

（表 面）

様式第八号（第二十九条関係）

17 平成19年2月28日 水曜日 官 報 (号外第40号)

届書コード	処理区分	健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届														
2 0 1																
① 事業所整理記号																
健康保険 被保険者 証の番号	被保険者の氏名	生年月日	種別 (性別)	年金手帳の基礎年金番号	資格喪失年月日	資格喪失原因	標準報酬額	被保険者証 (被保険者用) 回収区分	被扶養者の 有無	被扶養者番号					作成 原因	備 考
	(氏) (名)	明1 大3 昭5 平7	年 月 日 1 5 2 6 3 7		平成 年 月 日	その他 4 死亡 5 70歳到達 6	千円 千円	添付 1 返不能 2 減失 3	無 有 (人)	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113		
	(氏) (名)	明1 大3 昭5 平7	年 月 日 1 5 2 6 3 7		平成 年 月 日	その他 4 死亡 5 70歳到達 6	千円 千円	添付 1 返不能 2 減失 3	無 有 (人)	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113		
	(氏) (名)	明1 大3 昭5 平7	年 月 日 1 5 2 6 3 7		平成 年 月 日	その他 4 死亡 5 70歳到達 6	千円 千円	添付 1 返不能 2 減失 3	無 有 (人)	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113		
	(氏) (名)	明1 大3 昭5 平7	年 月 日 1 5 2 6 3 7		平成 年 月 日	その他 4 死亡 5 70歳到達 5	千円 千円	添付 1 返不能 2 減失 3	無 有 (人)	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113	第111 第112 第113		

◎「※」記入の方法は裏面に書いてありますのでご覧ください。

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電 話

平成 年 月 日 提出

社会保険労務士の提出代行者印

様式第十一号を次のように改める。
 様式第十一号 削除
 様式第十三号の次に次の1様式を加える。

(裏面)

注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
- この証によって入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療（以下「入院療養等」という。）を受ける場合は、入院療養等を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 保険医療機関等について入院療養等を受けるときには、必ずこの証を被保険者証に添えてその窓口で渡してください。この場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
- 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、5日以内にこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
- 老人保健の医療を受けることができるようになったときは、速やかにこの証を保険者に返してください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、事業主を経由しても差し支えありません。

備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者ごとにこれを作製すること。
- 「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。
- 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 適用区分欄には、適用対象者が健康保険法施行令第42条第1項第2号に掲げる者である場合は「A」と、同項第1号に掲げる者である場合は「B」と記載すること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表面)

健康保険限度額適用認定証			
平成 年 月 日交付			
被 保 険 者	記号		番号
	氏名		
	生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日
適 用 対 象 者	氏名		
	生年月日	昭和・平成	年 月 日
	住所		
発効年月日		平成	年 月 日
有効期限		平成	年 月 日
適用区分			
保 険 者	所在地		
	保険者番号 名称及び印		

様式第十三号の二(第百二条の二関係)

様式第十四号(表紙)備考中「第42条」の次に「第1項第3号に掲げる者である場合は「C」と、同条」を加える。

様式第十五号(一) (二十六ページ) を次のように改める。

(二十六ページ)

(事業主の方へ)

- 1 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、かならず、この手帳を提出させなければなりません。これに違反したときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、次の区分により、支払う賃金に応じた等級の印紙をはり付けて消印してください。

(等級)	(賃金日額)	
1		3,500円未満
2	3,500円以上	5,000円未満
3	5,000円以上	6,500円未満
4	6,500円以上	8,000円未満
5	8,000円以上	9,500円未満
6	9,500円以上	12,000円未満
7	12,000円以上	14,500円未満
8	14,500円以上	17,000円未満
9	17,000円以上	19,500円未満
10	19,500円以上	23,000円未満
11	23,000円以上	

- 3 印紙をはり付ける場合には、左ページの摘要欄により、介護保険第2号被保険者該当・非該当の別を確認してください。
- 4 消印は、あらかじめ地方社会保険事務局又は社会保険事務所に届け出た印ではっきりと割印してください。

様式第十五号(一) (二十六ページ) を次のように改める。

(事業主の方へ)

- 1 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、かならず、この手帳を提出させなければなりません。これに違反したときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。
- 2 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者を使用する日ごとに、次の区分により、支払う賃金に応じた等級の印紙をはり付けて消印してください。

(等級)	(賃金日額)	
1		3,500円未満
2	3,500円以上	5,000円未満
3	5,000円以上	6,500円未満
4	6,500円以上	8,000円未満
5	8,000円以上	9,500円未満
6	9,500円以上	12,000円未満
7	12,000円以上	14,500円未満
8	14,500円以上	17,000円未満
9	17,000円以上	19,500円未満
10	19,500円以上	23,000円未満
11	23,000円以上	

- 3 印紙をはり付ける場合には、左ページの摘要欄により、介護保険第2号被保険者該当・非該当の別を確認してください。
- 4 消印は、あらかじめ地方社会保険事務局又は社会保険事務所に届け出た印ではっきりと割印してください。

(二十六ページ)

様式第十九号(1)を次のように改める。

健康保険印紙受払等報告書（介護保険第2号被保険者非該当者用）

様式第十九号(1)（第四百九十九条関係）

印紙購入 通帳番号		(平成 年 月 分)				健康保険 組合等	名 称				
健康保険被保険者証の記号		事業の種類				保 険 者 番 号					
日 雇 日 額 別 日 雇 特 例 被 保 険 者	適用除外	本月中の延人員	4月からの本月 までの延人員	健 保 険 印 紙 受 払 状 況 等	前 月 末 の 健康保険印紙の 保 有 枚 数	本月に購入した 健康保険印紙の 枚 数	本 月 中 に は 付 け た 健 康 保 険 印 紙 の 枚 数	本 月 末 の 健康保険印紙の 保 有 枚 数	4月からの本月までの印紙 はり付け枚数の合計 (4月から翌年3月まで)	現金納付保険料内訳 (5月に関する保険料 を除く)	
	健 級 別										
	(第1級)										
	(第2級)										
	(第3級)										
	(第4級)										
	(第5級)										
	(第6級)										
	(第7級)										
	(第8級)										
	(第9級)										
	(第10級)										
	(第11級)										
計											
計											
現金納付保険料 (5月に関する保険料を除く)		本月中の現金納付 保険料延納付日数				左欄の4月から本月までの累計 (4月から翌年3月まで)					
3,500円未満 (第1級)		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
3,500円以上 5,000円未満 (第2級)		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
5,000円以上 6,500円未満 (第3級)		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
6,500円以上 8,000円未満 (第4級)		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
8,000円以上 9,500円未満 (第5級)		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
9,500円以上 12,000円未満 (第6級)		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
12,000円以上 14,500円未満 (第7級)		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
14,500円以上 17,000円未満 (第8級)		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
17,000円以上 19,500円未満 (第9級)		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
19,500円以上 23,000円未満 (第10級)		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
23,000円以上 (第11級)		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
計		人	人	枚	枚	枚	枚	枚	人日		
本月中に日雇特例被保険者に 支払った賃金総額											

この報告は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日 事業所 名 称
 地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長殿 所 在 地
 事業所 氏 名
 電 話 番 号

(注) 健康保険組合等の名称・保険者番号は、加入している健康保険組合等の本部の名称・保険者番号を記入すること。
 事業主の押印については、署名（自筆）の場合は要しないものであること。

備考 この用紙の大きさは、A列4番とする。

第二條 (船員保險法施行規則の一部改正)

第二條 船員保險法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第十七條ノ第二項中「場合」の下に「又ハ第九項但書二規定スル天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ船舶所有者ヲ經由スルコト困難ナリト社会保険庁長官認メタル場合」を加え、同条第九項中「其ノ旨」の下に「船舶所有者ヲ經由シ」を加え、同項に次のただし書を加える。

二 因リ船舶所有者ヲ經由スルコト困難ナリト社会保険庁長官認メタル場合ニ於テハ船舶所有者ヲ經由スルコトヲ要セス
第十七條ノ第五項中「場合」の下に「又ハ第八項ニ於テ準用スル第十七條ノ二第九項但書ノ規定ニ依リ天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ船舶所有者ヲ經由スルコト困難ナリト社会保険庁長官認メタル場合」を加える。

第二十四條ノ二ノ六から第二十四條ノ二ノ八までを次のように改める。
第二十四條ノ二ノ九第一項中「減額認定証ヲ保險医療機関等」を「限度額適用・標準負担額減額認定証(第四十七條ノ二ノ八第二項規定スル限度額適用・標準負担額減額認定証ヲ謂フ以下本条及第二十四條ノ二ノ十二ニ於テ之ニ同ジ)ヲ保險医療機関等」に「減額認定証ヲ提出」を「限度額適用・標準負担額減額認定証ヲ提出」に改め、同条第二項第三号中「病院又ハ診療所」を「保險医療機関等」に改め、同項第七号中「減額認定証」を「限度額適用・標準負担額減額認定証」に「病院又ハ診療所」を「保險医療機関等」に改める。

第二十四條ノ二ノ十二 限度額適用・標準負担額減額認定証ヲ保險医療機関等ニ提出セザルニ依リ減額セザル生活療養標準負担額ヲ支払ヒタル被保險者又ハ被保險者タルシ者ニシテ限度額適用・標準負担額減額認定証ヲ提出セザルコトガ已ムヲ得ザルモノト地方社会保険事務局長等認メタル場合ニ於テハ其ノ生活療養二付支払ヒタル生活療養標準負担額ヨリ生活療養標準負担額ノ減額アリセバ支払フべき生活療養標準負担額ヲ控除シタル額ニ相当スル額ヲ入院時生活療養費トシテ被保險者又ハ被保險者タルシ者ニ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ給付ヲ受ケントスル被保險者又ハ被保險者タルシ者ハ次に掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方社会保険事務局長等ニ提出スベシ
一 被保險者証ノ記号番号、氏名、生年月日及住所
二 船舶所有者ノ氏名及住所
三 当該生活療養ヲ受ケタル保險医療機関等ノ名称及所在地
四 傷病名、発病又ハ負傷ノ原因
五 当該生活療養ニ付支払ヒタル生活療養標準負担額
六 入院ノ期間
七 限度額適用・標準負担額減額認定証ヲ当該保險医療機関等ニ提出セザル理由
八 疾病又ハ負傷ノ第三者ノ行為ニ因リモナルトキハ其ノ事実並ニ第三者ノ氏名及住所
前項ノ申請書ニハ同項第五号ニ掲グル費用ノ額及生活療養標準負担額ノ認定ニ関スル事実ヲ証スル書類ヲ添付スベシ

第二十四條ノ二ノ三第二項中「第二十四條ノ二ノ九」の下に「及第二十四條ノ二ノ十二」を加える。
第四十三條ノ二ノ二中「健康保險法施行規則」の下に「(大正十五年内務省令第三十六号)」を加える。
第四十三條ノ二ノ九第二項中「病院又ハ診療所」を「保險医療機関等」に「病院又ハ診療所」を「当該保險医療機関等」に改める。

第四十五條第一項中「第二十四條ノ二ノ八」を削り、同条第二項中「第二十四條ノ二ノ九」の下に「第二十四條ノ二ノ十二」を加える。
第四十六條中「第二十四條ノ二ノ八」を削る。
第四十七條ノ二ノ三「支給」の下に「ガアリ且令第十一條第一項第一号ハノ規定ノ適用ヲ受ケル者トシテ食療養標準負担額ニ付減額」を加える。

第四十七條ノ二ノ四「第十一條第一項第一号ハ」を「第十一條第一項第二号ハ」に改める。
第四十七條ノ二ノ五「第十一條第一項第一号二」を「第十一條第一項第二号二」に改める。
第四十七條ノ二ノ九を第四十七條ノ二ノ七とし、第四十七條ノ二ノ八を第四十七條ノ二ノ九とし、第四十七條ノ二ノ七第一項中「第十一條第一項第一号ハ又ハ二」を「第十一條第一項第一号ハ又ハ八第二号ハ若ハ二」に改め、「スル被保險者」の下に「又ハ被保險者タルシ者」を加え、同条第二項中「被保險者」の下に「又ハ被保險者タルシ者」を加え、同条第三項を次のように改める。

第十七條ノ二第二項乃至第九項、第十七條ノ八第二項乃至第七項及第十七條ノ九ノ規定ハ限度額適用・標準負担額減額認定証ヲ交付、検認、更新及返納ニ之ヲ準用スルニ於テ此等ノ規定(第十七條ノ九第四項ヲ除ク)中「法第十九條ノ三ノ規定ニ依リ被保險者」トアルハ「法第十九條ノ三ノ規定ニ依リ被保險者又ハ自ラ若ハ其ノ被扶養者方認定ヲ受ケタル者ナル被保險者ニシテ第四十七條ノ二ノ六第四項ノ特段ノ意思ヲ表示セザリシモノ」ト、第十七條ノ八第二項第二号中「法第三十一條ノ二第二項第一号ハ又ハ二ノ規定ノ適用ヲ受ケル」トアルハ「認定ヲ受ケタル」ト、同項第三号中「高齢受給者証ニ記載セラレタル一部負担金ノ割合ヲ変更セラレタル」トアルハ「令第十一條第一項第一号イ又ハロニ該當セザルニ至リタル」ト、同条第六項中「療養ノ給付等」トアルハ「入院時食療養費二係ル療養、保險外併用療養費二係ル療養(食療養費ヲ伴フモノニ限ル)、家族療養費二係ル療養(食療養費ヲ伴フモノニ限ル)ト、第十七條ノ九第四項中「法第十九條ノ三ノ規定ニ依リ被保險者」トアルハ「法第十九條ノ三ノ規定ニ依リ被保險者、自ラ若ハ其ノ被扶養者方認定ヲ受ケタル者ナル被保險者ニシテ第四十七條ノ二ノ六第四項ノ特段ノ意思ヲ表示セザリシモノ」トト讀替フルモノトス

限度額適用認定証ヲ交付、検認、更新及返納ノ手續ヲ為ス場合ニ於テ船舶所有者ヲ經由セントスル被保險者ハ船舶所有者及地方社会保険事務局長等ニ対シ其ノ旨特段ノ意思ヲ表示スベシ
認定ヲ受ケタル者ハ保險医療機関等ニ就キ療養(令第十一條第一項第一号ニ掲グル入院療養等ニ限ル)ヲ受ケントスルコトキハ被保險者証又ハ被扶養者証ニ添ヘテ限度額適用認定証ヲ当該保險医療機関等ニ提出スベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ任ラズ
前項但書ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遅滞ナク限度額適用認定証ヲ当該保險医療機関等ニ提出スベシ
様式第六号ノ四 削除
様式第六号ノ五の次に次の一様式を加える。

(表面)

船員保険限度額適用認定証			
		平成	年 月 日交付
被保険者	記号	船	番号
	氏名		
適用対象者	生年月日	大正・昭和・平成	年 月 日
	氏名	昭和・平成	年 月 日
生年月日	男 女		
発効年月日	住所	平成	年 月 日
		有効期限	平成 年 月 日
適用区分			
所在地	所在地		
	所在地		
保険者	保険者		
	保険者		

様式第六号ノ五ノ二(第四十七条ノ二ノ六関係)

(裏面)

注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保持してください。
- この証によって入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療(以下「入院療養等」という。)を受ける場合は、入院療養等を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 保険医療機関等について入院療養等を受けるときには、必ずこの証を被保険者証又は被扶養者証に添えてその窓口で渡してください。この場合には、退院するまで、この証は保管されて、退院の際に返付されます。
- 被保険者の資格がなくなったとき、被扶養者でなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は有効期限に達したときは、直ちにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
- 老人保健の医療を受けることができるようになったときは、速やかにこの証を保険者に返してください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 表面の記載事項に変更があった場合には、速やかにこの証を保険者に提出して訂正を受けてください。ただし、船舶所有者を経由しても差し支えありません。

備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者ごとにこれを作成すること。
- 「男女」欄は、該当しない文字を抹消すること。
- 対象者が被保険者であるときは、表面の「適用対象者」の欄の「氏名」欄に被保険者本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 適用区分欄には、適用対象者が船員保険法施行令第10条第1項第2号に掲げる者である場合は「A」と、同項第1号に掲げる者である場合は「B」と記載すること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第六号ノ六中「第四十七条ノ二ノ七」を「第四十七条ノ二ノ八」に改め、同様式(裏面)備考中「第10条」の次に「第1項第3号に掲げる者である場合は「C」と、同条」を加える。

第三条 厚生年金保険法施行規則の一部改正

第十五条 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条 第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の二第二項及び第二十二條第一項中「正副二証」を削る。

様式第七号(表面)を次のように改める。

（表 面）

届番コード 2 0 1	処理区分	健康保険 被保険者資格喪失届 厚生年金保険																					
① 事業所整理記号																							
② 健康保険被保険者証の番号																							
被保険者の氏名		③ 生年月日		④ 種別(性別)		⑤ 年金手帳の基礎年金番号		⑥ 資格喪失年月日		⑦ 資格喪失原因		⑧ 標準報酬額		⑨ 被保険者証(被扶養者用)回収区分		⑩ 被扶養者の有無		⑪ 被扶養者番号		⑫ 作成原因		⑬ 備考	
		年 月 日		1 5 2 6 3 7		千 年 月 日		年 月 日		1 2 3 4 5 6 7		千 円		1 2 3		有 無		1 11 11 11 11 11 2 11 11 11 11 11 3 11 11 11 11 11 4 11 11 11 11 11 5 11 11 11 11 11 6 11 11 11 11 11 7 11 11 11 11 11					
		年 月 日		1 5 2 6 3 7		千 円		年 月 日		1 2 3 4 5 6 7		千 円		1 2 3		有 無		1 11 11 11 11 11 2 11 11 11 11 11 3 11 11 11 11 11 4 11 11 11 11 11 5 11 11 11 11 11 6 11 11 11 11 11 7 11 11 11 11 11					
		年 月 日		1 5 2 6 3 7		千 円		年 月 日		1 2 3 4 5 6 7		千 円		1 2 3		有 無		1 11 11 11 11 11 2 11 11 11 11 11 3 11 11 11 11 11 4 11 11 11 11 11 5 11 11 11 11 11 6 11 11 11 11 11 7 11 11 11 11 11					
		年 月 日		1 5 2 6 3 7		千 円		年 月 日		1 2 3 4 5 6 7		千 円		1 2 3		有 無		1 11 11 11 11 11 2 11 11 11 11 11 3 11 11 11 11 11 4 11 11 11 11 11 5 11 11 11 11 11 6 11 11 11 11 11 7 11 11 11 11 11					
		年 月 日		1 5 2 6 3 7		千 円		年 月 日		1 2 3 4 5 6 7		千 円		1 2 3		有 無		1 11 11 11 11 11 2 11 11 11 11 11 3 11 11 11 11 11 4 11 11 11 11 11 5 11 11 11 11 11 6 11 11 11 11 11 7 11 11 11 11 11					
事業所所在地		平成 年 月 日 提出																					
事業所名称		社会保険労務士の提出代行者印 _____																					
事業主氏名																							
電 話																							
(局) 番																							

◎記入の方法は裏面に書いてありますのでご確認ください。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)
第四条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の五第十二号中「その他」を「前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして」に改める。

第五条の八第一項第二号中「含む」の下に「次項」を、「第七条の二第二項」の下に、「第二十七條の十四の二第一項第三号、第二項及び第五項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十一條の二中「組合の事務所所在地の変更及び」を「合併により消滅する組合の地区を合併後存続する組合の地区の一部とする地区の拡張に係る規約の変更及び組合の事務所所在地の変更並びに」に改める。

第二十六條の二中「健康保険法施行規則」の下に「大正十五年内務省令第三十六号」を加え、「イ又はロに該当するものと保険者が認めた者」を「令第四十三條第一項第一号ハの規定の適用を受けるときは、第四十三條第一項第一号ハを「第二十九條の四第一項第二号ハ」に、「第四十三條の四第一項第一号ハ」を「第二十九條の四第一項第一号二」を「第二十九條の四第一項第一号二」に改める。

第二十六條の三第一項中「第二十七條の十四の三」を「第二十七條の十四の二及び第二十七條の十四の四」に改める。

第二十六條の六の三中「第四十三條第一項第一号ハ」を「第四十三條第一項第二号ハ」に、「第二十九條の四第一項第一号ハ」を「第二十九條の四第一項第二号ハ」に、「第四十三條第一項第一号二」を「第四十三條第一項第二号二」に、「第二十九條の四第一項第一号二」を「第二十九條の四第一項第二号二」に改める。

第二十七條の十二第十一号中「健康保険法施行規則第九十八條第十一号の規定により」を「前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして」に改める。

第二十七條の十四の三の見出し及び同条第一項中「第二十九條の四第一項第一号ハ又は二」を「第二十九條の四第一項第二号ハ又は二」に改め、同条第二項中「様式第一号の八」を「様式第一号の九」に改め、「同項の」を削り、同条第三項第二号中「又は第四号に掲げる場合」を「に掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号に掲げる場合に該当しなかつたとき又は同項第四号に掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号に掲げる場合に改め、同条第四項中「第二十六條の三第五項」を「第七條の二(第二項、第三項及び第五項ただし書を除く)及び第二十六條の三第五項」に改め、同条第五項中「第二十九條の四第一項各号」を「第二十九條の四第一項第二号又は第三号」に改め、同条を第二十七條の十四の四とする。

第二十七條の十四の二の見出しを「令第二十九條の四第一項第一号イ若しくはロ又は第二号ロの入院療養等に要した費用の額の算定」に改め、同条中「前条」を「第二十七條の十四」に、「第二十九條の四第一項第一号ロ」を「第二十九條の四第一項第一号イ若しくはロに規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養等に要した費用の額又は第二号ロ」に改め、同条を第二十七條の十四の三とする。

第二十七條の十四の次に次の一条を加える。

(令第二十九條の四第一項第一号イからハまでの保険者の認定)

第二十七條の十四の二 令第二十九條の四第一項第一号イからハまでの規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類(第二号に掲げる事項のうち令第二十九條の三第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、第三号に掲げる事項を証する書類)を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日

二 令第二十九條の三第一項第一号、第二号又は第三号に掲げる場合に該当している旨

三 世帯主が保険料を滞納していない旨(次項ただし書に掲げる場合を除く。)

四 被保険者証の記号番号

二 保険者は、前項の認定の申請があつた場合において、同項各号に掲げる事項を確認できたときは、認定を行うものとする。ただし、同項第三号に掲げる事項が確認できない場合であつても、第五條の八第一項に規定する世帯主の届出により当該被保険者の滞納につき令第一條の三に定める特別の事情があると認められる場合又は保険者が適当と認める場合は、認定を行うものとする。この場合における特別の事情に関する届出に係る届書については、第五條の八第三項の規定を準用する。

3 第一項の申請に基づき、認定を行つたときは、保険者は様式第一号の八による限度額適用認定証(以下「限度額適用認定証」という)を、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、保険者が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。

4 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を被保険者に返還しなければならない。

一 老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき。

二 令第二十九條の三第一項第一号に掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号に掲げる場合に該当しなかつたとき、同項第二号に掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号に掲げる場合に該当しなかつたとき又は第三号に掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号に掲げる場合に該当しなかつたとき。

三 限度額適用認定証の有効期限に至つたとき。

5 保険者は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主が、当該認定後に保険料を滞納した場合においては、第五條の八第一項に規定する世帯主の届出により当該被保険者の滞納につき令第一條の三に定める特別の事情があると認められる場合又は保険者が適当と認める場合を除き、当該世帯主に対し限度額適用認定証の返還を求めることができる。この場合における特別の事情に関する届出に係る届書については、第五條の八第三項の規定を準用する。

6 第七條の二(第二項、第三項及び第五項ただし書を除く)及び第二十六條の三第五項から第八項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。

7 認定を受けた被保険者は、保険医療機関について令第二十九條の四第一項第一号に掲げる入院療養等を受けようとするときは、当該保険医療機関に提出する被保険者証に、限度額適用認定証を添えなければならない。

第二十七條の十五第一項第八号中「健康保険法施行規則第六條第八号の規定により」を「前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして」に改め、同条第二項第五号中「健康保険法施行規則第八條第七号の規定により」を「前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして」に改める。

第二十八條の二中「第六條の二」を削り、「第二十七條の十四の三」を「第二十七條の十四の二、第二十七條の十四の四」に改める。

様式第一号の八中「第二十七條の十四の三」を「第二十七條の十四の四」に改め、同様式を様式第一号の九とする。

様式第一号の七の次に次の様式を加える。

(裏面)

注 意 事 項

- この証によって入院に係る療養又は厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 保険医療機関等について入院をするとき又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証の交付を受けることができるに至ったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき、記載された適用区分に該当しなくなったとき、この証の有効期限に至ったとき、又は世帯主が保険料（税）を滞納したため保険者が当該証の返還を求めたときは、直ちにこの証を市町村（組合）に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

- 備考 1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。
 2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号に掲げる者である場合は「A」と、同項第1号に掲げる者である場合は「B」と、同項第3号に掲げる者である場合は「C」と記載すること。
 3. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
 4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
 5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表面)

国民健康保険限度額適用認定証

交付年月日 年 月 日

記 号		番 号									
(組合員) 世帯主	住 所										
	氏 名		男・女								
対適 象 者用	氏 名		男・女								
	生年月日	年 月 日									
発効期日	年 月 日										
有効期限	年 月 日										
適用区分											
保険者番号並びに保険者の名称及び印	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> </tr> </table>										

様式第一号の八（第二十七条の十四の二関係）

(老人保健法施行規則の一部改正)

第五条 老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第十号中「健康保険法施行規則第九十八条第十一号」を「国民健康保険法施行規則昭和三十三年厚生省令第五十三号」第二十七条の十二第十一号」に改める。

第五十一条第七号中「健康保険法施行規則第六百六条第八号」を「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による健康保険被保険者資格取得届、健康保険被保険者報酬月額算定基礎届届、健康保険被保険者報酬月額変更届、健康保険被保険者資格喪失届、健康保険被保険者手帳、健康保険印紙受払等報告書(介護保険第二号被保険者非該当者用)及び健康保険印紙受払等報告書(介護保険第二号被保険者該当者用)は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による健康保険標準負担額減額認定証は、平成十九年七月三十一日までの間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則様式第十四号によるものとみなす。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険標準負担額減額認定証は、平成十九年七月三十一日までの間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則様式第六号ノ六によるものとみなす。

(厚生年金保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則の様式は、当分の間、同条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則の様式によるものとみなす。

告 示

○総務省告示第百十八号

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第四十六条の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第七百五十三号(船位通報に関する通信を取り扱う海岸局の運用に関する事項を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十九年二月二十八日

総務大臣 菅 義偉

第一項(1)の表を次のように改める。

訓 名	識別番号	使用電波の様式及び周波数			
		外 周 電 波	内 周 電 波		
東京(警備)	004310001	F1B	4.179(1)	F1B	4.216.5(1)
			4.208(2)		4.219.5(2)
			8.379.5(1)		8.419.5(1)
			8.415(2)		8.436.5(2)
			12.487.5(1)		12.590(1)
			12.577.5(2)		12.657(2)
			16.688.5(1)		16.812(1)
			16.805(2)		16.903(2)

2400(袋井或直津印刷電信用 海岸局識別番号)	F1B	4.179(1)	F1B	4.216.5(1)
		8.379.5(1)		8.419.5(1)
		12.487.5(1)		12.590(1)
		16.688.5(1)		16.812(1)
JNA	J3E	4.354(3)	J3E	4.354(3)
とうきょうほめん		8.707(3)		8.707(3)
TOKYO COAST G UARD RADIO		8.710(3)		8.710(3)
		12.326(3)		13.173(3)
		12.332(3)		13.179(3)
		16.513(3)		17.395(3)
		16.519(3)		17.401(3)

第一項(2)の表小樽の項中「おためほめん」を「ほじかいどうほめん」と「OTARU SEA PATROL RADIO」を「HOKKAIDO COAST GUARD RADIO」に改め、同表釧路の項を削り、同表塩釜の項中「SHIOGAMA SEA PATROL RADIO」を「SHIOGAMA COAST GUARD RADIO」に改め、同表横浜の項中「YOKOHAMA SEA PATROL RADIO」を「YOKOHAMA COAST GUARD RADIO」に改め、同表名古屋の項中「NAGOYA SEA PATROL RADIO」を「NAGOYA COAST GUARD RADIO」に改め、同表神戸の項中「KOBE SEA PATROL RADIO」を「KOBE COAST GUARD RADIO」に改め、同表四辺の項及び高知の項を削り、同表広島島の項中「HIROSHIMA SEA PATROL RADIO」を「HIROSHIMA COAST GUARD RADIO」に改め、同表門司の項中「MOJI SEA PATROL RADIO」を「MOJI COAST GUARD RADIO」に改め、同表佐世保の項を削り、同表舞鶴の項中「MAIZURU SEA PATROL RADIO」を「MAIZURU COAST GUARD RADIO」に改め、同表新潟の項中「NIIGATA SEA PATROL RADIO」を「NIIGATA COAST GUARD RADIO」に改め、同表鹿児島島の項中「KAGOSHIMA SEA PATROL RADIO」を「KAGOSHIMA COAST GUARD RADIO」に改め、同表那覇の項中「なはほめん」を「おきなわほめん」と「NAHA SEA PATROL RADIO」を「OKINAWA COAST GUARD RADIO」に改め、同表石垣の項を削る。

○総務省告示第百十九号

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第四十六条の規定に基づき、平成七年郵政省告示第四十三号(海上安全情報の送信を行う海岸局の運用に関する事項を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十九年二月二十八日

総務大臣 菅 義偉

第一項及び第三項(5)の表中「警備(十野瀬)」を「警備(十野瀬)」に改める。

○総務省告示第百二十号

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)第九十七条第二項の規定に基づき、昭和五十八年郵政省告示第五百九十五号(安全通報の再送信のための安全呼出しを行う時刻及び電波を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十九年二月二十八日

総務大臣 菅 義偉

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

- 社債等登録機関を指定する件
(金融庁・法務三)
- 電波有効利用促進センターの事務所
の所在地を変更する件(総務一七)
- 委員長に事故がある場合における委
員長の職務を代理すべき者を定めた
件(中央選挙管理会一)
- 平成十七年九月十一日執行の衆議院
比例代表選出議員選挙四国選挙区及
び九州選挙区における選挙長及びそ
の職務代理者を選任した件(同二)
- 戸籍法第一百七条の二第一項の規定
による指定に関する件(法務九二)
- 関税暫定措置法別表第一の六に掲げ
る物品の平成十八年度の初日から平
成十九年一月三十一日までの輸入数
量を告示(財務六三)
- 平成十八年度の初日から平成十九年
一月三十一日までの生鮮等牛肉及び
冷凍牛肉の各輸入数量を告示
(同六四)
- 平成十八年度の初日から平成十九年
一月三十一日までの豚肉等並びに生
きている豚及び豚肉等の輸入数量を
告示(同六五)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の
規定に基づき、特定特恵鉱工業産品
等について、輸入額等が限度額等を
超えることとなった特定特恵鉱工業
産品等及び月を告示する件(同六八)
- 個人向け国債の募集の取扱いを行う
ことができる者を定めた件の一部を
改正する件(同六七)
- 認定特定非営利活動法人を公示する
件の一部を改正する件
(国税庁五、六)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進
に関する法律第十一条第一項に基づ
く登録施設利用促進機関を登録した
件(文部科学二五)
- 薬事法第二十三条の二第一項の規定
により厚生労働大臣が基準を定めて
指定する医療機器の一部を改正する
件(厚生労働二七)
- 健康保険法施行令第四十三条第一項
第二号の規定に基づき厚生労働大臣
が定める療養の一部を改正する件
(同二八)
- 船員保険法第三十三条ノ九第三項の
規定に基づき、厚生労働大臣の定め
る失業保険金日額を定める件の一
部を改正する件(同二九)
- 船員保険法第五十条ノ九第一項の規
定に基づき、葬祭料の額を定める件
の一部を改正する件(同三〇)
- 船員保険法施行令第十一条第一項第
二号の規定に基づき厚生労働大臣の
定める療養の一部を改正する件
(同三一)
- 国民健康保険法施行令第二十九条の
四第一項第二号の規定に基づき厚生
労働大臣が定める療養の一部を改正
する件(同三二)
- 国民健康保険法施行規則第五条の五
第十二号の規定に基づき厚生労働大
臣が定める医療に関する給付の一部
を改正する件(同三三)
- 国民健康保険法施行規則第二十七条
の十五第一項第八号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める医療に関する
給付を定める件(同三四)
- 国民健康保険法施行規則第二十七条
の十五第二項第五号の規定に基づき
厚生労働大臣が定める医療に関する
給付を定める件(同三五)
- 保安林の指定をする件
(農林水産二二五、二二八)
- 保安林の指定を解除する件
(同二二九、二三〇)
- 都市再開発法の規定により施行規程
及び事業計画の変更を認可した件
(国土交通二三〇)
- 都市再開発法の規定により事業計画
の変更を認可した件(同二三一)
- 船舶気象通報規程の一部を改正する
件(海上保安庁五四)
- 水路測量の実施に関する件
(同五五、五六)
- 道路に関する件
(四国地方整備局一五、一六)
- 道路に関する件
(九州地方整備局三二、三四)
- 〔国会事項〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 官庁事項
- 四国地方整備局公示(四国地方整備局)
- 労働
- 争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 経済上の連携の強化に関する日本国
とメキシコ合衆国との間の協定附属
書一の日本国の表において関税の議
許が一定の額を限度の基準として定
められている物品の輸入額、入札公
告関係
- 裁判所
- 相続、失踪、破産、免責、特別清算、
再生関係
- 特殊法人等
- 日本銀行基準割引率および基準貸付
利率変更、厚生年金基金清算結了・
清算人退任関係
- 会社その他
- 国家試験
- 平成十九年度自動車整備士技能検定試
験の実施について(国土交通省)

三

三

五

四

三

二

二

二

二

九

八

七

六

五

二

二

三

○厚生労働省告示第二十七号
 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三
 条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告
 示第百二十二号）の一部を次のように改正する。
 平成十九年二月二十八日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫
 別表に次のように加える。

三百八十	1 単回使用胆管造影用針	T三三〇七	直接又は経皮経肝的に胆管を穿刺し、胆管造影用の造影剤を胆管に手動で注入すること又は薬液を注入すること。排液すること若しくはガイドワイヤの挿入の補助具として使用する（造影剤注入装置に接続して使用することを除く。）
三百八十	1 歯科用注射針	T六一三〇	局所麻酔用の歯科用カートリッジ注射筒に装着して使用すること。
三百八十	1 造影剤注入用針	T三三〇五	造影剤注入装置若しくはシリンジポンプに接続し、又は手動によつて造影剤を静脈又はリンパ管に注入すること。
三百八十	1 血液ガス検体採取用注射筒	T三二五四	採血容器（採血針付き採血容器を含む）及び密封用具により構成され、主として血液ガスの測定を目的として動脈血を採取すること。
三百八十	1 単回使用自動ランセット	T三二五七	血液検査のため、少量の血液検体を指先、耳突等の血管から採取すること。
三百八十	1 気管・気管支用イントロデューサ 2 カテーテルイントロデューサ 3 静脈用カテーテルイントロデューサキット 4 止血付カテーテルイントロデューサ	T三二六一	体内にカテーテル等を経皮的に挿入し及び配置するために用いること。
三百八十	1 造影用耐圧チューブ 2 血管造影用活栓 3 針なし造影剤用輸液セット	T三二五二	特定の器官系又は体部の動脈のX線撮影における可視化の準備に用いること。
三百九十	1 圧カモニタリング用チューブセット 2 圧カモニタリング用タンピングデバイス 3 圧モニタリング用ストッブコック 4 採血ポート付採血キット 5 連続流式フラッシュデュバイス	T三三五一	カテーテルに接続し、又は血管に穿刺することにより観血的血圧測定又は脳脊髄液圧測定に使用する圧トランスデューサと組み合わせて使用すること。

三百九十	1 イントロデューサ針	T三二六二	カテーテル又はガイドワイヤの配置及び操作を目的として、これらを体内に通ずるために用いること。
三百九十	1 オブチュレータ	T三二五九	血管用又は透折用のチューブ等の内腔に挿入し、体内からの血液等の漏出防止及びチューブ等の折れ防止に用いること。
三百九十	1 経腸栄養ポンプ用消化器用ストッブコック 2 ポンプ用経腸栄養延長チューブ	T三二六四	経腸栄養ライン（経腸栄養ポンプを用いるものを含む）に接続し、延長又は液体の流路方向の制御を行うこと。
三百九十	1 インスリンポンプ用輸液セット	T三二五六	皮下又は血管にインスリンを微量持続投与するためにインスリンポンプに取り付けられた注射筒に接続すること。
三百九十	1 酸素濃縮装置	T七二〇九	周囲の空気から酸素又は酸素を分離することにより酸素分圧の高い空気を作り出し、患者に供給すること。
三百九十	1 カテーテル拡張器	T三二六〇	カテーテル又はガイドワイヤの導入又は操作のために、内腔又は開口部を拡張又は拡大すること。ただし、ハブが付いていないものにあつては、頭部外科用、胃瘻用、胆道瘻孔用、腎瘻用、鎖骨下用、末梢血管用又は大腿血管用に限る。

○厚生労働省告示第二十八号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百九十号）の施行に伴い、並びに健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十三条第一号及び第三号の規定に基づき、健康保険法施行令第四十三条第一号第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成十四年厚生労働省告示第二百九十二号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。
 平成十九年二月二十八日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第二十九号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ九第三項の規定に基づき、平成十五年厚生労働省告示第八十七号（船員保険法第三十三条ノ九第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める失業保険金日額表を定める件）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。ただし、同日前の日に係る失業保険金及び失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が平成十五年五月一日前である当該失業保険金の支給を受けることができる者に係る失業保険金の日額については、なお従前の例による。
 平成十九年二月二十八日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

失業保険金日額表中「	3,367円未満	2,620円	を
2,100円未満	1,670円		
2,433円未満	1,820円		
2,433円以上	2,080円		に改める。
2,767円未満	2,340円		
2,767円以上	2,620円		
3,100円以上			

○厚生労働省告示第三十号
船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十条ノ九第二項第一号の規定に基づき、昭和六十一年厚生省告示第六十八号（船員保険法第五十条ノ九第一項の規定に基づき、葬祭料の額を定める件）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。ただし、同日前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

平成十九年二月二十八日
「九十八万円」を「百二十一万円」に改める。
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十一号
健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百九十号）の施行に伴い、並びに船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十一条第一号及び第三号の規定に基づき、船員保険法施行令第十一条第一号第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成十四年厚生労働省告示第二百九十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
題名中「第十一条第一号第二号」を「第十一条第一号及び第三号」に改める。
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十二号
健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百九十号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四第一項第一号及び第三号の規定に基づき、国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成十四年厚生労働省告示第二百九十五号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
題名中「第二十九条の四第一項第二号」を「第二十九条の四第一項第一号及び第三号」に改める。
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十三号
健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十六号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第五条の五第十二号及び第二十七号の十二第二十一号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十八年厚生労働省告示第三百七十四号）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
題名中「第五条の五第十二号」の下に「及び第二十七条の第十二号第一号」を加える。
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

○厚生労働省告示第三十四号
健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十六号）の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の事業、同法第二十二條第一項の助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く）、同条第二項の指定医療機関への委託措置又は同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付
二 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）
第三条又は第四条の医療費の支給

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第五項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付
四 昭和四十八年四月十七日衛発第二四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
五 昭和五十九年四月十日衛発第二四十六号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給

六 平成元年七月二十四日健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
七 平成四年四月三十日環保業第二二七号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給
八 平成十五年六月六日環保企発第〇三〇六〇〇四号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」についてによる医療費の支給

九 平成十七年五月二十四日環保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給
○厚生労働省告示第三十五号
健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十六号）の施行に伴い、及び国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を次のように定め、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年二月二十八日
国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療の給付
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の事業、同法第二十七條第一項第三号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く）、同条第二項の指定医療機関への委託措置又は同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付
二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第五項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付
三 昭和四十八年四月十七日衛発第二四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による医療の給付
四 昭和五十九年四月十日衛発第二四十六号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給

五 平成元年七月二十四日健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
六 平成四年四月三十日環保業第二二七号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給
七 平成十五年六月六日環保企発第〇三〇六〇〇四号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」についてによる医療費の支給
八 平成十七年五月二十四日環保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給

保発第0228003号
平成19年2月28日

社会保険庁運営部長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第390号。以下「改正政令」という。)が同年12月20日に公布されたところである。これにあわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、平成19年4月1日から施行されるとともに、「健康保険法施行令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第28号。以下「改正健保告示」という。)、
「船員保険法施行令第十一条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第31号)並びに「国民健康保険法施行令第二十九の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第32号)、
「国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第33号)、
「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」(平成19年厚生労働省告示第34号)及び
「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」(平成19年厚生労働省告示第35号)(以下「改正国保告示等」という。)が公布され、同日から適用されることとされたところである。

これらの改正等の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。また、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

記

第1 改正等の趣旨及び主な内容

改正政令により、70歳未満の被保険者が同一の月に一の保険医療機関等から入院療養等（改正政令第1条による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号の入院療養等をいう。以下同じ。）を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ保険者の認定を受けた被保険者の所得区分に応じ、現行の70歳以上の被保険者と同様に保険者から当該保険医療機関等に支払うものとされたこと（以下「現物給付化」という。）に伴い、被保険者の所得区分の認定に係る保険者への申請手続、保険者による認定証の交付に係る事項等について定めるなど、関係省令の規定を整備するほか、健康保険及び船員保険において、災害その他やむを得ない事情がある場合の被保険者証の再交付手続の特例について定めることその他所要の改正を行うとともに、所要の告示を制定するものである。

第2 改正等の具体的内容

1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

(1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係（第103条の2及び第105条関係）

70歳未満の上位所得者及び一般所得者について、保険者による被保険者の所得区分の認定手続、認定証の交付に係る事項及び現物給付化の要件等について定めるほか、新たに限度額適用認定証の様式を定めること。また、70歳未満の低所得者に係る認定手続については、70歳以上の低所得者に係る手続と共通のものとする事とし、併せて関係規定の整備を行うこと。

(2) 被保険者証の再交付手続の特例関係（第49条関係）

被保険者証の再交付について、災害その他やむを得ない事情により、事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認める場合においては、被保険者証の再交付を被保険者と保険者との間で直接行うことを可能とすること。

(3) 各種届出の一部改正関係（第24条等関係）

① 改正法により、健康保険の標準報酬月額等級及び標準賃金日額等級の上下限が見直されることに伴い、省令様式について所要の改正を行うこと。

② また、被保険者の資格取得届等は、従前正副2通を保険者に提出することが義務付けられていたが、副本の提出義務を課さないこととすること。これに伴い、省令様式について所要の改正を行うこと。ただし、保険者においてこれまでと同様の取扱いとすることは妨げないこと。

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）

(1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係（第47条ノ2ノ6及び第47条ノ2ノ8関係）

上記1(1)の改正に準じた改正を行うこと。

- (2) 被保険者証及び被扶養者証の再交付手続の特例関係（第17条ノ2及び第17条ノ5関係）

上記1(2)の改正に準じた改正を行うこと。

- 3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第4条関係）

- (1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係（第27条の14の2関係）

70歳未満の者について、保険者による被保険者の所得区分の認定手続、認定証の交付に係る事項及び現物給付化の要件等について定めるほか、新たに限度額適用認定証の様式を定めること。なお、市町村国民健康保険においては、保険料を滞納している世帯と保険者との接触の機会を確保するため、保険者は、世帯主が保険料を滞納していない旨を確認できたときに認定を行うものとする。ただし、保険料の滞納につき特別な事情がある場合又はその他保険者が適当と認める場合は、認定を行うものとする。

- (2) 地方公共団体が単独で実施する医療費助成事業（以下「地方単独事業」という。）に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準額等に関する規定の整備関係（第27条の12第11号、第27条の15第1項第8号及び第2項第5号）

平成18年厚生労働省告示第180号、平成18年厚生労働省告示第181号及び平成18年厚生労働省告示第182号が平成18年4月1日より施行され、地方単独事業に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準の取扱いについては、公費負担医療と同様に取扱うこととされている。したがって、例えば、地方単独事業に関する医療の給付がなされた場合、高額療養費の額は一律一般並みの所得区分で算定されることとなるが、国民健康保険においては公費負担医療における取扱いとは異なり所得区分に応じた取扱いとしていた平成18年3月以前と同様の取扱いとすること。なお、平成18年度についても、平成18年3月以前と同様の取扱いとして差し支えないこと。

- 4 老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）の一部改正（改正省令第5条関係）

上記3(2)の改正に準じた改正を行うこと。

- 5 関係告示の一部改正（改正健保告示及び改正国保告示等関係）

- (1) 改正政令により、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項、船員保険法施行令第11条第1項及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の4第1項が改正されたことに伴い、健康保険法施行令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改

正する件（平成14年厚生労働省告示第292号）、船員保険法施行令第十一条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件（平成19年厚生労働省告示第31号）及び国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第295号）の題名を改めること。

- (2) 上記3(2)の改正に伴い、国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成18年厚生労働省告示第374号）の題名を改めるとともに、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成19年厚生労働省告示第34号）及び国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成19年厚生労働省告示第35号）を制定すること。

保発第0228004号
平成19年2月28日

各都道府県知事 宛

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第390号。以下「改正政令」という。）が同年12月20日に公布されたところである。これにあわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成19年4月1日から施行されるとともに、「健康保険法施行令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第28号。以下「改正健保告示」という。）、「船員保険法施行令第十一条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第31号）並びに「国民健康保険法施行令第二十九の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第32号）、「国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第33号）、「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年厚生労働省告示第34号）及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年厚生労働省告示第35号）（以下「改正国保告示等」という。）が公布され、同日から適用されることとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合への周知方について御配慮願いたい。

記

(以下略)

保発第0228006号
平成19年2月28日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第390号。以下「改正政令」という。）が同年12月20日に公布されたところである。これにあわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成19年4月1日から施行されるとともに、「健康保険法施行令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第28号。以下「改正健保告示」という。）、「船員保険法施行令第十一条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第31号）並びに「国民健康保険法施行令第二十九の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第32号）、「国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第33号）、「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年厚生労働省告示第34号）及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年厚生労働省告示第35号）（以下「改正国保告示等」という。）が公布され、同日から適用されることとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

記

(以下略)

保発第0228005号
平成19年2月28日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第390号。以下「改正政令」という。）が同年12月20日に公布されたところである。これにあわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成19年4月1日から施行されるとともに、「健康保険法施行令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第28号。以下「改正健保告示」という。）、「船員保険法施行令第十一条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第31号）並びに「国民健康保険法施行令第二十九の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第32号）、「国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第33号）、「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年厚生労働省告示第34号）及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年厚生労働省告示第35号）（以下「改正国保告示等」という。）が公布され、同日から適用されることとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

(以下略)

保保発第0307001号
平成19年3月7日

社会保険庁運営部医療保険課長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公印省略)

70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の支払の特例
(いわゆる現物給付化)における事務の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第390号。以下「改正政令」という。)により、70歳未満の被保険者及び被扶養者(以下「被保険者等」という。)が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等から入院療養等を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ保険者の認定を受けた被保険者等の所得区分に応じ、現行の70歳以上の被保険者等と同様に保険者から当該保険医療機関等に支払うものとされたことについては、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」(平成18年12月20日保発第1220002号)において通知されたところであるが、具体的な事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、円滑な実施を図られたい。

また、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

記

I 健康保険関係

第一 高額療養費の支払の特例の概要

1 高額療養費の現物給付の対象となる療養の範囲

自らの所得区分についてあらかじめ保険者の認定を受けた70歳未満の被保険者等が、同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等から次に掲げるいずれかの療養(以下「入院療養等」という。)を受けた場合においては、当該所得区分に応じ、現行の高齢受給者と同様に、窓口での一部負担金等の支払を高額療養費の自己負担限度額までにとどめることとし、その額を超える部分については、保険者から当該保険医療機関等に支払うものとされたこと(以下「高額療養費の現物給付」という)。

① 入院療養

- ② 入院療養以外の療養であって、一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として厚生労働大臣が定めるもの（「健康保険法施行令第四十三条第一項第一号及び第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養」（平成14年厚生労働省告示第292号）において、在宅時医学総合管理料及び在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養並びにこれらの療養を受ける者が当該療養を受ける月において当該療養を行う保険医療機関等から受ける外来療養とされた（現行の高齢受給者と同様）。）

2 高額療養費の現物給付における自己負担限度額

上記1の「高額療養費の自己負担限度額」は、被保険者等の所得区分に応じそれぞれ以下のとおりであること。

- (1) 一般所得者（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「政令」という。）第42条第1項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）

80,100円と、当該入院療養等に要した費用の額（その額が267,000円に満たないときは、267,000円）から267,000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合（政令第42条第1項第1号ただし書に掲げる場合をいい、以下「多数回該当の場合」という。）には、44,400円とする。

- (2) 上位所得者（政令第42条第1項第2号に掲げる者をいう。以下同じ。）

150,000円と、当該入院療養等に要した費用の額（その額が500,000円に満たないときは、500,000円）から500,000円を控除した額に100分の1を乗じて得た額との合算額。ただし、多数回該当の場合には、83,400円とする。

- (3) 低所得者（政令第42条第1項第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）

35,400円。ただし、多数回該当の場合には、24,600円とする。

3 高額療養費の現物給付を受けるための要件

被保険者等が高額療養費の現物給付を受けるためには、被保険者証とともに健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「省令」という。）第103条の2第2項に規定する限度額適用認定証（以下「認定証」という。）又は第105条第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「減額認定証」という。）が当該保険医療機関等の窓口提出される必要があること。

なお、保険医療機関等の窓口提出に認定証又は減額認定証（以下「認定証等」と総称する。）が提出されなかった場合には、高額療養費の現物給付の対象とならず、被保険者等は一旦、自己負担割合に応じた一部負担金等を支払った後、保険者に高額療養費の支給申請を行う必要があること。

第二 限度額適用認定における事務の取扱い

1 上位所得者及び一般所得者に係る取扱い

(1) 限度額適用認定の申請

- ア 第一の1の保険者の認定（以下「限度額適用認定」という。）を受けようとする被保険者等（以下「適用対象者」という。）がいるときは、被保険者（低所得者に該当する者を除く。）は、限度額適用認定申請書（以下「申請書」という。別添様式例を参照。）を保険者に提出して申請しなければならないこと。
- イ 申請書には、被保険者証を添付して申請しなければならないこと。
- ウ 申請は適用対象者ごとに行う必要があること。
- エ 健康保険組合における限度額適用認定の申請については、省令第111条の規定により、別段の定めをすることができるものであること。

(2) 限度額適用認定の方法

保険者は、申請時点の適用対象者に係る被保険者の標準報酬月額を確認の上、当該適用対象者の所得区分（上位所得者又は一般所得者）を認定するものであること。

(3) 限度額適用認定証の交付

- ア 保険者は、限度額適用認定を行った場合には、被保険者に交付される認定証に被保険者証の記号番号、被保険者の氏名、生年月日及び性別、適用対象者の氏名、生年月日及び性別（適用対象者が被保険者本人のときは、氏名欄に被保険者本人と記載することとする。）、有効期限等の必要な事項を記載するとともに、適用区分欄については、上位所得者である場合は「A」と、一般所得者である場合は「B」と記載すること。
- イ 認定証の発効年月日欄には、申請のあった日の属する月の初日を記載すること。ただし、申請のあった月に新たに被保険者資格を取得した者又は被扶養者となった者については、当該資格を取得した日又は被扶養者となった日を記載すること。
- ウ 認定証の有効期限の終期については、発効日の属する月から最長1年以内の月の末日までとすること。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
なお、有効期限の設定に当たっては、適用対象者の入院期間の見込み等を考慮の上、頻繁に申請手続きを行う必要が生じないよう配慮すること。
- エ 保険者は、認定証を交付する際には、被保険者に対し、次に掲げる事項について指導すること。
 - (ア) 当該認定証の有効期限に達した場合又は被保険者の所得の変動等に伴い適用区分欄に表示された区分に該当しなくなった場合においては、再度申請を行い限度額適用認定を受ける必要があること。
 - (イ) 保険医療機関等から入院療養等を受ける際には、当該保険医療機関等の窓口には被保険者証に添えて、当該認定証を提出する必要があること。
 - (ウ) 被保険者等が次に該当したときは、認定証を返納すること。
 - ① 被保険者が資格を喪失したとき。
 - ② 被保険者が加入している保険者に変更があったとき。

- ③ 適用対象者である被扶養者が被扶養者でなくなったとき。
- ④ 被保険者が適用区分欄に表示された区分に該当しなくなったとき（適用対象者が70歳に達する月の翌月に至ったときを含む。）。
- ⑤ 認定証の有効期限に達したとき。
- ⑥ 適用対象者が老人医療受給対象者となったとき。

2 低所得者に係る取扱い

低所得者に係る取扱いについては、「健康保険の入院時食事療養費の食事療養標準負担額の減額の取扱いについて」（平成6年9月9日保険発第118号・庁保険発第8号）の2から4までにより取り扱うものであること。

第三 その他高額療養費の支払の特例における留意事項

1 認定証等に係る留意事項

- (1) 現に入院療養等を受けている適用対象者に係る認定証等の交付申請を受けた場合など、早急な対応を要するものについては、保険者は、認定証等を即時交付するなどの便宜を図ること。また、被保険者本人が入院しており、直接申請手続きができない場合等においても、適宜便宜を図ること。
- (2) 認定証等の交付申請や返納等については、省令第103条の2第4項及び第105条第6項の規定により、被保険者の意思表示によって事業主を経由して行うことが認められているものであること。
- (3) 被保険者等が上記第二の1(3)エ(ウ)に掲げる場合に該当したときは、保険者は、速やかに認定証等を回収するものとする。

2 高額療養費の現物給付における多数回該当の取扱い

多数回該当の場合の取扱いについては、当該保険医療機関等において、入院療養等を受けている被保険者等の入院期間が3か月を超えている場合など、当該被保険者等が多数回該当に該当していることが確認できた場合に限り対応されるものであること。したがって、多数回該当に該当している被保険者等については、保険者は、当該保険医療機関等の窓口において通常の自己負担限度額による一部負担金等が徴収されている場合（被保険者等の転院などに伴い、当該保険医療機関等において当該被保険者等が多数回該当に該当していることが確認できなかった場合など）には、別途被保険者から高額療養費の支給申請を受け、差額分の支給を行うものであること。

3 高額療養費の現物給付における世帯合算の取扱い

被保険者本人とその被扶養者から構成される世帯内において、同一の月内に、複数の保険医療機関等から高額療養費の現物給付を受けた場合、複数の者について高額療養費の現物給付を受けた場合又は高額療養費の現物給付を受けた入院療養等以外に高額療養費の世帯合算の対象となる療養を受けた者がいる場合などについては、保険者は、別途被保険者から高額療養費の申請を受け、差額分の支給を行うものであること。

II 船員保険関係

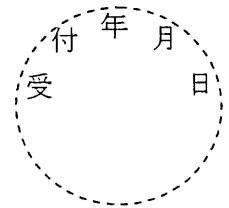
船員保険についても、I に準じて取り扱うこと。

(様式例)

健康保険限度額適用認定申請書

被保険者証記号番号 (被保険者手帳記号番号)					
被保険者	氏名	印	事業所	名称	
	生年月日	年 月 日		所在地	
適用対象者	氏名	被保険者との続柄			
	生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女	
被保険者(適用対象者)の住所					

上記のとおり健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。



保保発第0307002号
平成19年3月7日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局保険課長
（公印省略）

70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の支払の特例
（いわゆる現物給付化）における事務の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第390号。以下「改正政令」という。）により、70歳未満の被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等から入院療養等を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ保険者の認定を受けた被保険者等の所得区分に応じ、現行の70歳以上の被保険者等と同様に保険者から当該保険医療機関等に支払うものとされたことについては、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成18年12月20日保発第1220004号）において通知されたところであるが、具体的な事務の取扱いについては、下記によることとしたので、健康保険組合の指導に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

（以下略）

保保発第0307003号
平成19年3月7日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の支払の特例
(いわゆる現物給付化) における事務の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第390号。以下「改正政令」という。)により、70歳未満の被保険者及び被扶養者(以下「被保険者等」という。)が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等から入院療養等を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ保険者の認定を受けた被保険者等の所得区分に応じ、現行の70歳以上の被保険者等と同様に保険者から当該保険医療機関等に支払うものとされたことについては、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」(平成18年12月20日保発第1220005号)において通知されたところであるが、具体的な事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、円滑な実施を図られたい。

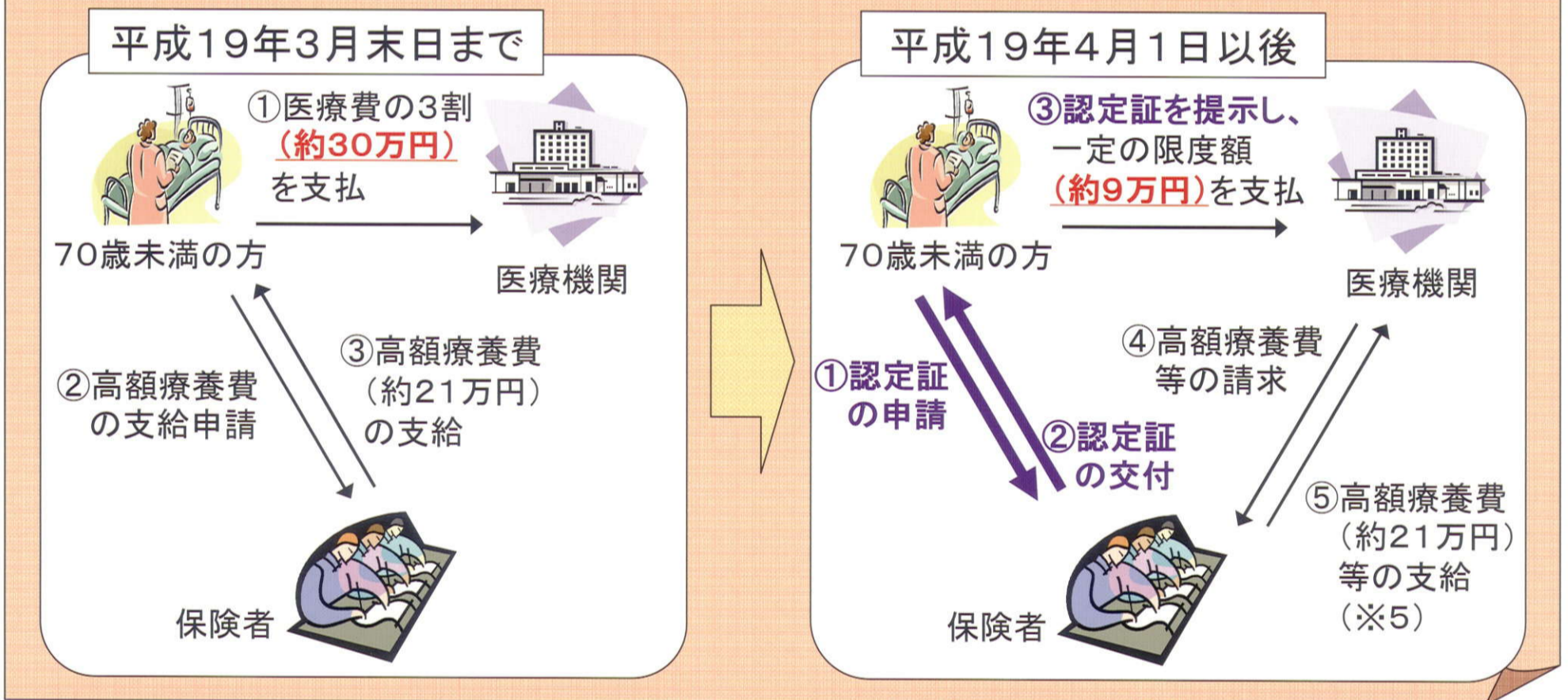
記

(以下略)

平成19年4月1日から、事前の申請により70歳未満の方についても入院等に係る窓口での支払が一定の限度額にとどめられます。

1. 平成19年4月1日から、70歳未満の方(※1)が医療機関に入院したとき等(入院の他一部在宅医療)の高額療養費の支給方法が変わります。窓口負担が月単位で一定の限度額(※2)にとどめられ、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。
2. この取扱いを受けるためには、加入されている医療保険の保険者(※3)に事前の申請を行い、保険者から発行される認定証(※4)を医療機関の窓口で提示していただく必要があります。上記の手続きを行わない場合は従来どおりです。
3. 事前の申請に必要な手続きや転院した時の取扱い、さらに高額療養費の支給を受けられる場合など、ご不明の点がありましたら、詳しくは加入されている医療保険の保険者までお問い合わせください。

70歳未満の方が入院したとき等の高額療養費の支給方法が変わります。(例:手術で入院し、医療費が約100万円かった場合)



- ※1 70歳以上の方については、既に同様の取扱いが行われており、今回は変更はありません。
- ※2 医療機関の窓口で支払う限度額は患者の方の所得区分に応じて異なります。なお、食事の負担額や差額ベッド代などの費用は高額療養費の支給対象には含まれません。
- ※3 健康保険組合、社会保険事務所(政府管掌健康保険)または市町村(国民健康保険)など
- ※4 平成19年3月末日までに「標準負担額減額認定証」の交付を受けている方(国民健康保険に加入されている方を除く。)は、平成19年7月末日まで、当該認定証を医療機関の窓口で提示することにより同様の取扱いを受けることができます。
- ※5 今回の見直しは、患者の方が医療機関に支払う入院等の費用の一部を保険者が代わりに支払うこととするものであり、医療機関の収入が変わるものではありません。

第八号の次に次の二号を加える。
九 都道府県又は市町村(以下「都道府県等」という。)が行う医療に関する給付であつて、前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるもの
十 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

○厚生労働省告示第百七十九号

社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付(昭和五十二年厚生省告示第百三十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十八年三月三十日
厚生労働大臣 川崎 二郎

第二号中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。
第三号を次のように改める。
三 削除

○厚生労働省告示第百八十号

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七条第十号の規定に基づき、健康保険法施行規則第九十八号第十一号及び船員保険法施行規則第四十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和五十九年厚生省告示第百五十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十八年三月三十日
厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。
第二号を次のように改める。
二 削除
第三号を次のように改める。
三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第四項の指定医療機関における医療の給付

第九号の次に次の二号を加える。
十 都道府県又は市町村(以下「都道府県等」という。)が行う医療に関する給付であつて、前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるもの
十一 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

○厚生労働省告示第百八十一号

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第六十六条第八号及び第七十条第十号並びに船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七条ノ二ノ八第七号及び第四十七条ノ二ノ九第九号の規定に基づき、健康保険法施行規則第六十六条第八号及び第七十条第十号並びに船員保険法施行規則第四十七条ノ二ノ八第七号及び第四十七条ノ二ノ九第九号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(昭和五十九年厚生省告示第百五十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十八年三月三十日
厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。
第二号を次のように改める。
二 削除
第四号を次のように改める。
四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第四項の指定医療機関における医療の給付

第十号の次に次の二号を加える。
十一 都道府県又は市町村(以下「都道府県等」という。)が行う医療に関する給付であつて、前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるもの
十二 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

○厚生労働省告示第百八十二号

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第八十八条第七号及び船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第四十七条ノ三第七号の規定に基づき、健康保険法施行規則第八十八条第七号及び船員保険法施行規則第四十七条ノ三

第七号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成六年厚生省告示第百三十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十八年三月三十日
厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号中「指定国立療養所等」を「指定医療機関」に改める。
第二号を次のように改める。
二 削除
第三号を次のように改める。
三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第四項の指定医療機関における医療の給付

第九号の次に次の二号を加える。
十 都道府県又は市町村(以下「都道府県等」という。)が行う医療に関する給付であつて、前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるもの
十一 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

○厚生労働省告示第百八十三号

老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)第一条第一項第八号の規定に基づき、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第一条第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成六年厚生省告示第百三十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十八年三月三十日
厚生労働大臣 川崎 二郎

老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)第一条第一項第八号の規定に基づき、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第一条第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成六年厚生省告示第百三十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十八年三月三十日
厚生労働大臣 川崎 二郎

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)別表第三令第二十条第十一号の業務の項第三号及び令第二十条第十六号の業務の項第三号の規定に基づき、労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(昭和四十七年労働省告示第百十三号)の一部を次のように改正する。
平成十八年三月三十日
厚生労働大臣 川崎 二郎

○厚生労働省告示第百八十五号

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)別表第三令第二十条第十一号の業務の項第三号及び令第二十条第十六号の業務の項第三号の規定に基づき、労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(昭和四十七年労働省告示第百十三号)の一部を次のように改正する。
平成十八年三月三十日
厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号二中「歯科工法」を「歯科工法」に改める。
第二号に次のように加える。
ハ 船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)別表第四第一号に規定するフォークリフトの運転に関する講習の課程を修了した者その他フォークリフト運転技能講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省労働基準局長が定める者

第二号中「同条第二項」の下に「の指定医療機関」を加える。
第三号を次のように改める。
三 削除
第八号の次に次の二号を加える。
九 都道府県又は市町村(以下「都道府県等」という。)が行う医療に関する給付であつて、前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるもの
十 都道府県等が行う医療に関する給付であつて、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条第二項に規定する法律による医療に関する給付に準ずるもの

○厚生労働省告示第百八十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の九の六の規定に基づき、児童福祉法第二十一条の九の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成十七年厚生労働省告示第百二十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。
平成十八年三月三十日
厚生労働大臣 川崎 二郎

題名及び本則中「第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に改める。
「ア 3ヵ月に3回以上の大発作がある場合」を「ア 1年以内に意識障害を伴う場合」に改める。
「イ 3ヵ月に3回以上の大発作がある場合」を「イ 1年以内に意識障害を伴う場合」に改める。
「エ 3ヵ月に3回以上の大発作がある場合」を「エ 1年以内に意識障害を伴う場合」に改める。

「ア 3ヵ月に3回以上の大発作がある場合」を「ア 1年以内に意識障害を伴う場合」に改める。
「イ 3ヵ月に3回以上の大発作がある場合」を「イ 1年以内に意識障害を伴う場合」に改める。
「エ 3ヵ月に3回以上の大発作がある場合」を「エ 1年以内に意識障害を伴う場合」に改める。

第一号二中「歯科工法」を「歯科工法」に改める。
第二号に次のように加える。
ハ 船員労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)別表第四第一号に規定するフォークリフトの運転に関する講習の課程を修了した者その他フォークリフト運転技能講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省労働基準局長が定める者